

活性化情報

中小企業

かごしま

特集
テーマ

- 組合向けBCPと事業継続に取り組む組合
- 民間投資活性化のための
中小企業・小規模事業者関係税制の概要
- 消費税増税に備えた経済対策

2013
第701号

11



鹿児島県中小企業団体中央会



中小企業 かごしま

平成 25 年 11 月号 (活性化情報第 3 号)
CONTENTS

1 特集 1

組合向けBCPと事業継続に取り組む組合

15 特集 2

民間投資活性化のための

中小企業・小規模事業者関係税制の概要

23 特集 3

消費税増税に備えた経済対策

27 特別寄稿 安心・安全を守る

「木材チップ製造と自然を守る」

安心安全のこだわり

(三好産業株式会社 代表取締役 有馬 純隆 氏)

33 Never Give Up! 元気を出そう! がんばれ中小企業

お客様のカーライフを守り続けて 60 年

地域と業界を牽引するニューリーダー

(有限会社芝自動車 代表取締役 芝 幸宏 氏)

36 組合インタビュー

(一番街商店街振興組合 理事長 庵下 龍馬 氏)

37 中央会の動き

43 組合トピックス

45 インフォメーション

47 業界情報 (平成 25 年 9 月情報連絡員報告)

49 倒産概況 (平成 25 年 10 月鹿児島県内企業倒産概況)

51 中央会関連主要行事予定

組合向け BCP と事業継続に取り組む組合

東日本大震災は、中小企業が「事業継続」を考える契機となりました。

中小企業における事業継続への関心の高まりなどを踏まえ、中小企業庁では、事業継続計画（BCP（Business Continuity Plan））の更なる普及促進に向け、小規模事業者を含めたBCPの策定・運用を始めとする事業継続に係る取り組みの裾野の拡大を図っています。

一方、事業者においては自社の経営資源のみでBCPの策定・運用の取り組みを行うには限界があるため、所属する組合等が共同で事業継続に係る取り組みを実施する方が効率的・効果的な場合があります。

本特集では、組合向けBCP作成の目的及び事業継続に取り組む組合の事例をご紹介します。

組合向けBCP作成の目的

中小企業・小規模事業者の多くが、大規模地震等、様々な緊急時に備えた事業継続に関する取り組みの必要性を認識しつつも、自らの経営資源のみでは対応することが困難なことから、その取り組みを諦めてしまっているのが現状です。

組合員のために組合として取るべき対応策を取りまとめ、BCP策定に向けた取り組みを組合と組合員間で共有することが、緊急事態を生き抜くために大事であり、組合員の事業継続の一助ともなります。

なぜBCPが必要か

中小企業・小規模事業者（組合員）の多くが自らの事業活動に追われ、事業継続に必要な情報の収集や従業員等への教育や訓練まで手が回らず、また、金融機関等の関係機関や自治体に対して、個別に支援の協力等を要請することが簡単ではないのが現状です。

こうした状況を開拓するために、組合として、組合員が緊急時の際に事業を継続できるよう、組合の強みを生かして、平常時に組合員の現状把握や、事業継続支援に必要な手順や対策を検討し、組合員と共有しておくことが有効です。

また、関係機関や自治体から事業継続に関する支援が受けられるよう、組合の取るべき対応を取りまとめておき、さらに、組合主催の研修会や訓練を通じて、「いざという時に使えるBCP」にしておくことが重要です

平常時

組合

組合は組合員とともに事業継続に必要な手順や対策を検討し、BCPを策定する。さらに、組合主催の研修会や共同訓練を実施する。



組合員に
に対する支援策
の確認

商工会議所
商工会
中小企業団体中央会
金融機関
自治体 等

事業継続のための支援

いざ緊急事態となった時、事業継続のための備えがないと、被害状況の把握や復旧に向けた取り組み、事業継続のためのサポート体制の指示、支援情報の収集・発信等に支障を来たし、結果として組合員の経営の悪化、顧客の流出に繋がってしまいます。

このため緊急時に、個々では手当てされていない事業継続のための取り組みを、組合として支援することが重要です。

支援の例としては、組合員の被害状況を把握した上で組合員や他の組合への連絡、代替生産先や代替調達先の調整、仮設店舗の設置、関係機関（自治体・上部団体）への働きかけ等があります。

緊急時 (有事)

組合

組合として組合員の被害状況を把握し、上部団体・関連団体等と調整し、代替生産先や代替調達先の確保、仮設店舗の設置等を支援する。



組合員の
被害状況
の把握



代替生産先・
代替調達先
の確保



仮設店舗の
設置支援

関係機関への
働きかけ

上部団体・関連団体
(全国●●連合会)

組合員に
に対する支援策
の確認

商工会議所
商工会
中小企業団体中央会
金融機関
自治体 等

BCPのメリット

■組合から見たメリット

1. 供給責任を果たせる組合員が所属する組合は、取引先や地域からも認知される
2. 災害発生等、緊急時への備えが充実する
3. 組合と組合員との間の連携が密になる
4. 国内・海外にBCPの取り組みを積極的に公表することで、組合員数の増加に繋がる
(組合の求心力の向上)

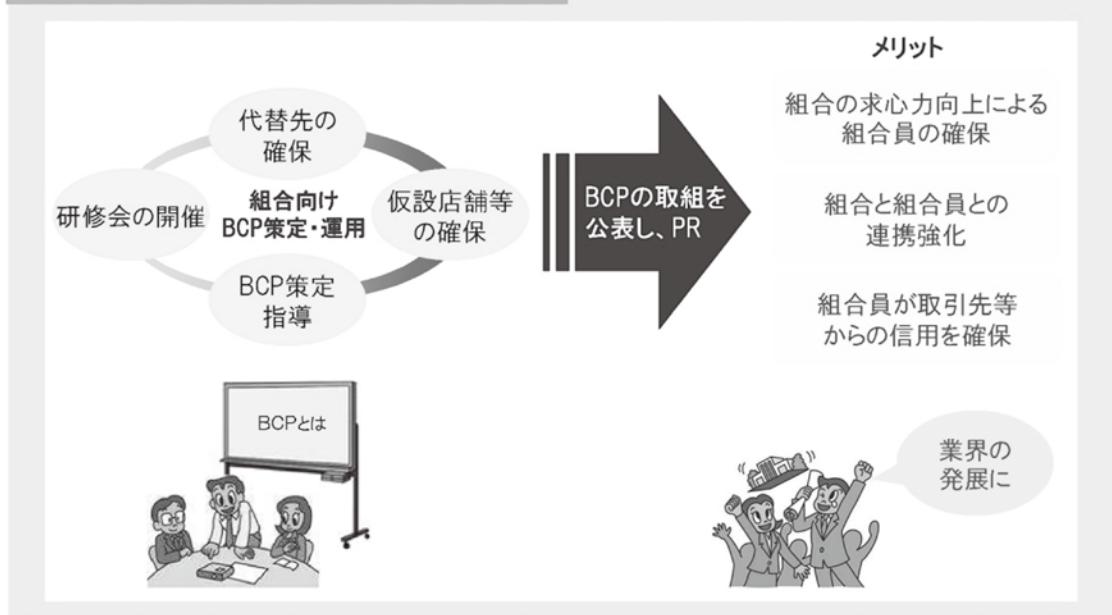
■組合員から見たメリット

1. 個別企業では困難な支援交渉の成立に繋がる(交渉力の向上)
2. 共同研修、訓練を通じ、人材交流や従業員教育が充実する(人材育成の向上)
3. 個別企業では確保が困難な事業継続のための代替先の確保ができる
4. 事業継続のための仮設事務所や事業所、店舗を共同で確保できる

このように、共同で取り組むことで事業継続に向けた取り組みが、効率的かつ効果的に実施できます。

さらに、組合は組合員数の増加に結びつける、組合員は取引を増やす、「儲かるBCP」として活用でき、ひいては「業界の発展」へと繋がることになります。

組合向けBCP策定によるメリット



BCPに取り組む組合の事例

【事例1】

東京測量調査設計事業協同組合

(組合の概要)

出資金	1,690万円
組合員数	13人
設立年月	平成7年7月

1. 組合BCP策定への取り組み

災害復興等では測量は不可欠な業務。迅速な復旧・復興への支援と被災地への対応(主に人の派遣)のために取り組んだ。

平成23年度に東京都BCP策定支援事業(東京都助成事業)の採択を受け、組合及び組合員企業7社でBCP策定に着手。参加企業は、延べ5日間の集合研修でBCPコンサルタントから指導を受けながら取り組んだ。



【東京都中小企業BCP策定特別優秀賞を受賞】

2. 本事例で注目される点

■策定はトップダウンで！訓練で浸透を！

強力なリーダーシップを有する理事長のもと、事務局が中心となり、BCP普及啓蒙用のCD-ROMを作成するなどして組合員や関係団体等に対し重要性を周知しつつ策定の推進をしている。

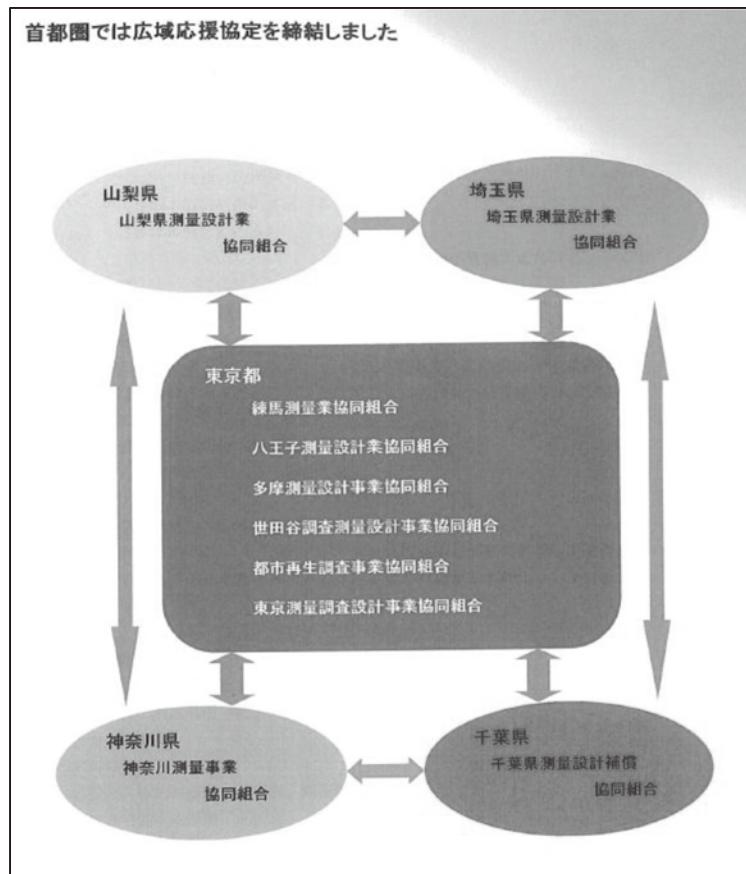
また、策定したBCPを組合員に浸透させるために模擬訓練を実施(年1・2回)しているが、例えば安否確認に要していた時間が当初に比べ1/5になるなど徐々に効果が現れている。

■協定締結がさらなる普及推進力に！

首都圏を中心とした関東圏内の測量協同組合では、災害時に相互に協力し合う「広域応援協定」を締結している(下記図参照)。

さらに、全国規模での活動を展開するために全国の測量設計事業協同組合(58協同組合)の情報交流会等でも積極的にBCP策定の意義・必要性を啓蒙している。また、組合は、新宿区とも協定締結を協議中である。

【関東地区の広域連携協定締結先】



組合が実施する対策（※災害時の対応を含）

- ・携帯メールによる組合間緊急連絡網の整備
- ・施設内の耐震策の強化
- ・防災協定の締結（組合内及び他組合員間）
- ・組合員の被災状況の迅速な把握
- ・協定に基づく組合員間の相互支援（人、機材、資材）
- ・防災協定に基づく他組合からの応援受入れ

応援の種類

- ・被災状況の調査
- ・被害応急対策及び被害復旧のための測量及び設計業務
- ・応急業務に必要な資機材の提供
- ・応急業務に必要な人員の派遣

■人の確保が重要！

測量業務は、標準的な測量機器と技術力があれば作業が可能なので、事業継続には「人材」の確保が重要となる。そのため災害応援時における安否確認は不可欠となる。組合員の安否確認は、協定締結組合が使用している安否確認メールシステムを利用しておらず、経費の削減と迅速な導入を図っている。



【測量設計に使用する主な機材】

【事例2】

宮古市末広町商店街振興組合(岩手県)

(組合の概要)

出資金	200万円
組合員数	68人
設立年月	昭和30年12月

1. 東日本大震災からの復興

東日本大震災からいち早く復興を成し遂げた商店街。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により商店街は浸水し組合員店舗全てが被害にあった。被害総額7億円超。被災直後は固定・携帯電話等が全く使用できなかったことから、被害状況をはじめ会員の安否確認、支援関連等の情報収集に困難を要した。

震災直後、各店舗では、泥のついた衣服類を洗濯して販売する、汚れを落とした袋菓子・缶詰・ビール缶などを軒先でワゴンを使って販売した。販売価格は100円など廉価で販売していたが、口コミで広がり被災者が集まり、感謝の言葉を受けて、身近な商店街が必要とされていることを改めて意識する結果となった。このことが、組合員の復興への意欲に大きな影響を与えた。

また、組合は4月2日には理事会を開催し、組合としての復興の方針を決定。「復興市(イベント)」の開催、「震災支援地域通貨リアス」の発行、「商店街レッドカードペット」の開催など、復興に向けた企画を提案した。理事長のリーダーシップのもと復旧・復興に積極的に取り組む商店主の姿が、他の商店主に勇気を与え、商店街全体として復興への気運が高まり、地域住民、行政等を巻き込みながら復興を果たした。

2. 本事例で注目される点（被災後の組合の対応）

被災後2週目には組合員にアンケートを実施。被害状況をはじめ、再建の意思確認等も行った。組合員約70店舗の内約50店舗から回収。アンケートにより組合員の再建への思いが強いことがわかり、組合も再建に向けた取り組みを開始した。早い段階での意思確認により、組合の方針が明確になり、行政や支援機関等にも対応を要請した。

■情報発信の「場」、交流の「場」の重要性

7月14日、復興に向けた今後のビジョンを議論。メンバーは組合役員、近隣商店街、行政関係者等。再建方針や再建計画さらには支援策等の説明を市役所・商工会議所職員等から受けた。支援策があることで再建か廃業かで悩んでいた組合員のなかには再建を決意した者もあった。組合では、平成22年に地域の交流の拠点として、街なか交流施設「りあす亭」を整備していた。「りあす亭」は平時から商店街の交流の場として活用していたが、災害後は避難場所として炊き出しなども行った。復興に当たっては、行政等からの復興方針・計画の説明会場としても役立ち、情報発信の拠点となった。

■「復興市」「商店街レッドカーペット」の開催、「震災支援地域通貨リアス」の発行

4月2日に理事会を開催し、被災から3ヶ月後となる6月を目安に復興市を開催することを決定。来街者8千人強の集客がある一大イベントとなった。同年10月にも復興市を開催したが、来街者1万5千人強と大変な賑わいを見せた。

平成24年1月8日には「商店街レッドカーペット」を開催。新成人らが真っ赤なカーペットを歩き、市民から祝福を受けた。同年10月には「震災支援地域通貨リアス」も発行するなど、復興に向けた取り組みを企画、実行している。

宮古市周辺は地理的にも商圏が限定的であることから住民をはじめとする関係団体や行政等とのつながりが深い。イベントでは準備段階から関係団体等や住民の協力もあり、地域全体で復興に向かって取り組んだ。



【商店街レッドカーペット】



【震災支援地域通貨リアス】

■明確な復興目標の設定

本商店街が早く復旧できた要因の一つは、震災後の3月25日の役員会で、商店街の復興スタートラインを「3ヵ月後の6月11日」と明確な目標を掲げて、商店主がそれに向かって進んだことにある。その結果、1店また1店と営業再開を果たし、“隣りがやるならうちも負けずに頑張ろう”と努力したことにある。

3月25日の会議では、アンケート調査の実施や復興市の開催を決め、7月14日以降の会議では、復旧を果たした後の商店街のビジョン策定会議を行うなど、組合が中心になって復興に向けた活動を展開してきた

【事例3】

協同組合横浜マーチャンダイジングセンター(神奈川県)

(組合の概要)

出資金	5億9,000万円
組合員数	71人
設立年月	昭和51年11月

1. 組合BCP策定への取り組み

BCP策定への取り組みは、組合員により温度差が大きい。さらに中小企業では経営資源が乏しいこともあり、業種や規模にあった策定を推進していくことが重要である。どのような手順でBCP策定を進めるのか、さらには、自助と共助の取り組みを組合が率先して示すことが重要である。本組合では、BCP策定の取り組みが組合・組合員にとってのチャンスであるとらえている。

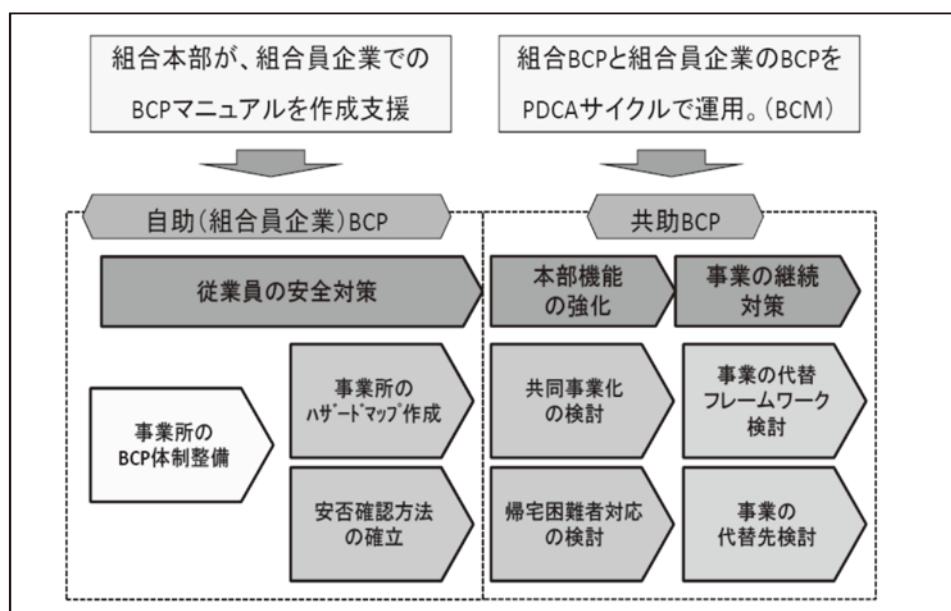
【組合のチャンス】

- BCP策定の取り組みにより組合一組合員の信頼が高まる → 組合員の求心力が向上
- 組合BCP策定により、行政や取引先・金融機関にPR → 組合の信頼が向上
- 事務局が積極的にBCP策定を支援する → 組合員の関心が向上

【組合員のチャンス】

- 個社の取り組みをPRすることで自社の製品等をPRできる → 顧客の拡大
- 災害時の物資対策なども盛り込まれるため、組合員が取り扱える商品群が増える
→ 取引先の拡大・販路開拓につながる可能性あり
- 個社の経営革新・業務改善も併せて実施 → 経費削減等につながる

【組合の活動状況】



2. 本事例で注目される点

■代替倉庫の確保・斡旋

災害時に組合員の取扱商品を確保するため貸倉庫の斡旋を行う。組合事業として実施することで組合員の経費負担が軽減。現在、横浜総合卸センターとの連携を予定している。

■データバックアップ機能の強化

大手プロバイダーと連携してMDCクラウドを活用した遠隔地でのデータ保護対応を検討中。組合員のデータバックアップだけでなく、平時の業務の改善・効率化にもつながるよう調整している。

■資金調達

有事の緊急資金として活用できるよう、組合員の出資金の5割を上限とした貸付制度を創設。組合としては、金融機関に対しても、組合員の緊急時に迅速な資金調達が可能となるよう働きかけている。

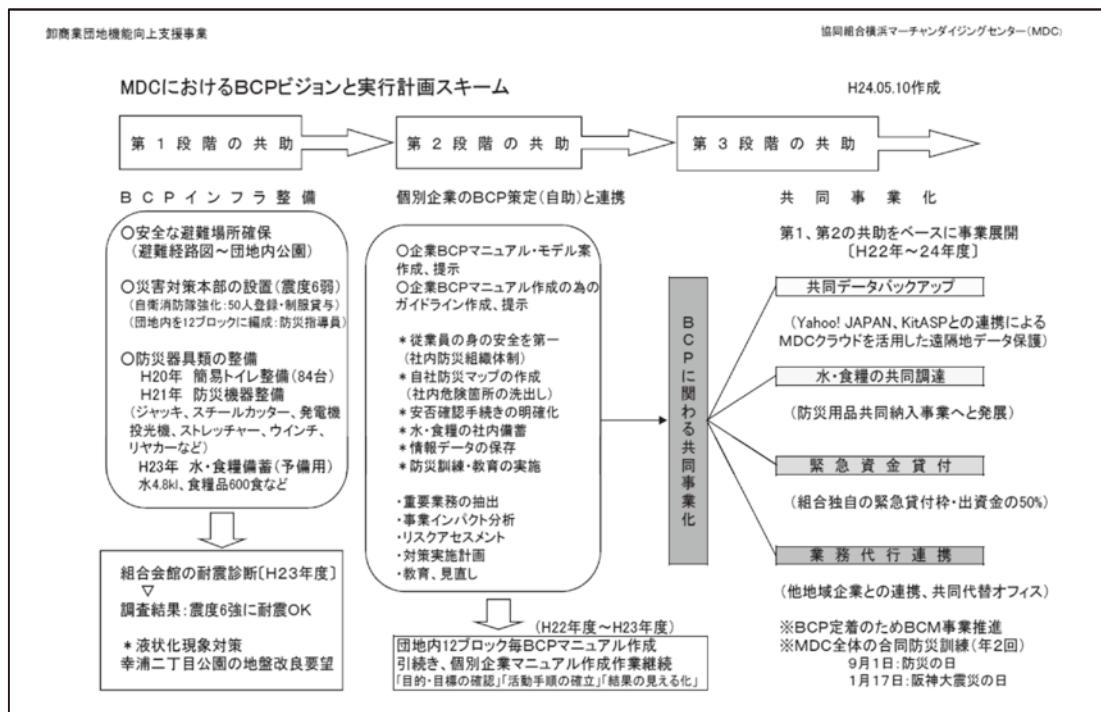
■体制の構築

理事長を筆頭に、ワーキング委員会を設置。組合員の実態を把握しながら個社のBCP策定支援を実施。また、事務局（長）が中心になって、組合員の防災意識やBCP策定の動機づけを行う。

■つながるBCP、儲かるBCPへの期待

組合員への普及啓発により、組合の求心力が向上。また、組合員にとっては、取引先等からの信用力が向上する、防災用品等の取扱量が増えるなど販路拡大・顧客獲得につながる可能性がある。組合員にとっては「儲かるBCP」につながり期待が持てる。

【マーチャンダイジング協同組合のBCPビジョンと実行計画】



【事例4】

全日本印刷工業組合連合会(東京都)

(組合の概要)

出資金	1,228万円
組合員数	47組合（構成員5,896人）
設立年月	昭和30年9月

1. 震災時の取り組みについて

全日本印刷工業組合連合会（以下「全印工連」という）は、東北地方太平洋沖地震に関する緊急対応について3月14日、「東日本巨大地震対策本部」（本部長：全印工連会長）を設置し、被災地における組合員の情報収集、被災地からの要請に対応できる組合員情報、取引先・関連企業等への緊急支援要請等を実施した。

(1) 印刷機器メーカー等への万全の対策を依頼

印刷機器メーカーに対し、全印工連組合員企業の印刷機械メンテナンスなどに万全の対応を図るよう文書にて要請した。また、組合員企業の被災状況などの情報を有している場合は、全印工連へ情報提供してくれるよう依頼し被災地情報の収集に努めた。

また、用紙不足やインキ不足などの懸念があるため、資材メーカーに対し、安定供給・安定価格での対応を要請した。

(2) 納期の迫った仕事への対応（代替生産先への対応）について

連合会として被害を受けた組合員企業に対し、納期の迫った仕事への対応を行った。連合会として、組合員各社が製造困難になった場合、仕事内容に応じて代替できる組合員企業を紹介する。同時にこれら緊急の仕事の受け入れが可能な組合員企業からの情報をメール・FAXで受け付けた。引受先は16社あったが、被災地からは代替生産の要請はなかった（被災で仕事自体が延期又は中止になったことと、対応可能な近隣県の同業社が対応したことが想定される）。

なお、緊急の仕事を受けられる可能性がある組合員については、受注可能な仕事内容を連絡するよう依頼し、被災地からの要請に迅速に対応できるよう準備した。

(3) 全日本印刷工業組合連合会の会長名の使用許可について

震災の影響で、官公庁向けの受注印刷物の納期が間に合わない場合に、県等への「納期延長の依頼」を行う際、都道府県印刷工業組合に全印工連会長名の使用を許可した。

2. 本事例で注目される点

■対策本部のもとに迅速な対応を実施

3月11日に発生した東日本大震災の混乱が生じているなか、3日後の3月14日には「東日本巨大地震対策本部」を設置。指揮系統を一本化し、被災地の情報収集、組合員の協力要請並びにメーカー等の関係方面に支援要請を行った。

【事例5】

全国管工事業協同組合連合会(全国)

(組合の概要)

出資金	15,849万円
組合員数	625団体（所属員数16,910社）
設立年月	昭和35年7月

1. BCP策定への取り組み

(1) 災害時における応急復旧活動の応援協定に関する覚書の締結

全国管工事業協同組合連合会（以下「全管連」という）は、阪神・淡路大震災など東日本大震災をはじめとする非常時において、円滑な応急給水、復旧活動等の緊急対応を行うため、水道事業者と管工事業者の円滑な連携を図ろうと、それぞれの役割や連携体制を定めた協定の締結に向けて取り組んできた。また、これらの応急復旧に関する対応をより実効性のあるものとするため、（社）日本水道協会（以下「日水協」という）とも「災害時に応急復旧活動の応援協力に関する覚書」（H21.6.17）を締結している。

(2) 賛助会員との資機材の提供に関する協定書の締結

さらに、全管連では、大規模災害が発生した場合、建設機械や管・継手等の資器材確保が重要であることから、賛助会員（建機レンタル、建機メーカー、水道資材商社等）と交渉を重ね、各社と「災害時における復旧活動の応援協力に係わる覚書」（H21.12.24 締結）を締結。会員とその所属員が、締結した賛助会員の支店等と個別に資機材等の提供に関する協定書を締結することを促している。

(3) 地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル等の発行

また、日水協「地震等緊急時対応の手引き」の改訂に合わせ、全管連が作成した「災害時の救援体制について」を改訂し、「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル」「災害時に備えたレンタル機材及び資材の確保・調達のための協定締結事例集」を発行し、会員に対し配布、ホームページにも掲載し周知を行った。



【実働訓練の様子】



【災害協定を締結する神奈川県管工事業協同組合と三多摩管工事協同組合の両理事長】

(4) 平時からの実働訓練等の奨励

全管連としては、会員組合の平時から定期的に教育・訓練を実施することを奨励している。以下、その事例を紹介する。

神奈川県管工事業協同組合は、東日本大震災 4 カ月前の平成22年11月に地震災害を想定して組合主催の「地震災害対策実働訓練」を実施している。訓練には神奈川県庁をはじめ、日水協、愛知県管工事業協同組合連合会・東大阪市水道工事業協同組合、島根県支部等が視察に訪れた。

災害訓練は、茅ヶ崎市を震源とする震度 6 弱の地震が発生し、同市を中心に多くの家屋が倒壊し、道路や橋梁、水道などのライフラインも甚大な被害が発生しているという想定で行われた。

県庁から要請を受けた組合が「災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書」に基づき、理事長を本部長とする本部災害対策本部を設置し、出動を要請した傘下各支部組合と協力しながら情報伝達や水道管の復旧作業などの応急対策活動を迅速かつ的確に実行できる体制での実働訓練を実施した。

2. 本事例で注目される点

■全管連が率先して、各種協定締結や周知事例集の作成等により会員・所属員が取り組みやすい環境と体制を作っている。

- 「災害時における応急復旧活動の応援協定に関する覚書」を水道事業体と大枠で合意
- 資材等の供給メーカーである賛助会員と「資機材の提供に関する協定書」を締結
- 災害時の迅速な対応を示した「地震等緊急時における応急復旧工事対応マニュアル」を作成
- 取り組みの実行性を確かなものとするために「災害時に備えたレンタル機材及び資材の確保・調達のための協定締結事例集」を作成

■充実した訓練の実施で活動を P R。信頼を確保

水道事業体との連携により、国民のライフラインを一体的に支え、地域社会の信頼に応えられる組織づくりをアピールできる。また、行政と取り組むことで、平時の段階での災害復興に対し、迅速かつ的確な復旧活動を行うことが可能となる。

災害時の活動こそが広く国民に理解されることで、会員・会員企業の存在が高まる。実動訓練により、その活動が関係者に伝わり、活動そのものの理解が広がる。

【事例6】

神奈川県メッキ組合・新潟県鍍金工業組合(神奈川県・新潟県)

(組合の概要)

組合名	神奈川県メッキ工業組合	新潟県鍍金工業組合
出資金	84万円	355万円
組合員数	68人	43人
設立年月	昭和39年12月	昭和47年7月

1. B C P策定への取り組み

神奈川県メッキ工業組合と新潟県鍍金工業組合は、大規模災害時に両組合の企業同士で代替生産などの相互連携を行う事業継続計画（B C P）を策定し協定を締結。策定したB C Pは「お互いさまB C連携ネットワーク」の名称で、東日本大震災のような広域災害が起きた場合でも代替生産などに対応する。

両組合で締結した協定は、お互いに加盟企業の情報を提供し合い、企業ごとに代替生産などを行う契約を結びやすくするもの。県外企業と契約しておくことで、東日本大震災のような広域の災害が起きた場合にも対応しやすくなる。

【災害時における鍍金工業組合相互応援協定における相互応援の内容】

- ① 被災組合員に対する備蓄品による応援支援物資、資財の供給
- ② 被災組合員に対する応急対策及び復旧作業に従事する登録、組合員の派遣
- ③ 被災組合員に対する代替の加工先の紹介



【調停式で連携を誓う両理事長】

2. 本事例で注目される点

■行政を巻き込んだ活動と専門家との出会い

神奈川県横浜市は、平成20年に災害時のB C Pを考える研究会を開催しており、研究会のメンバー間で「災害時における相互委託加工契約書」「災害時における委託加工をするための品質保証協定書」を締結した経緯がある（平成21年（株）羽後鍍金と（株）大協製作所で締結）。

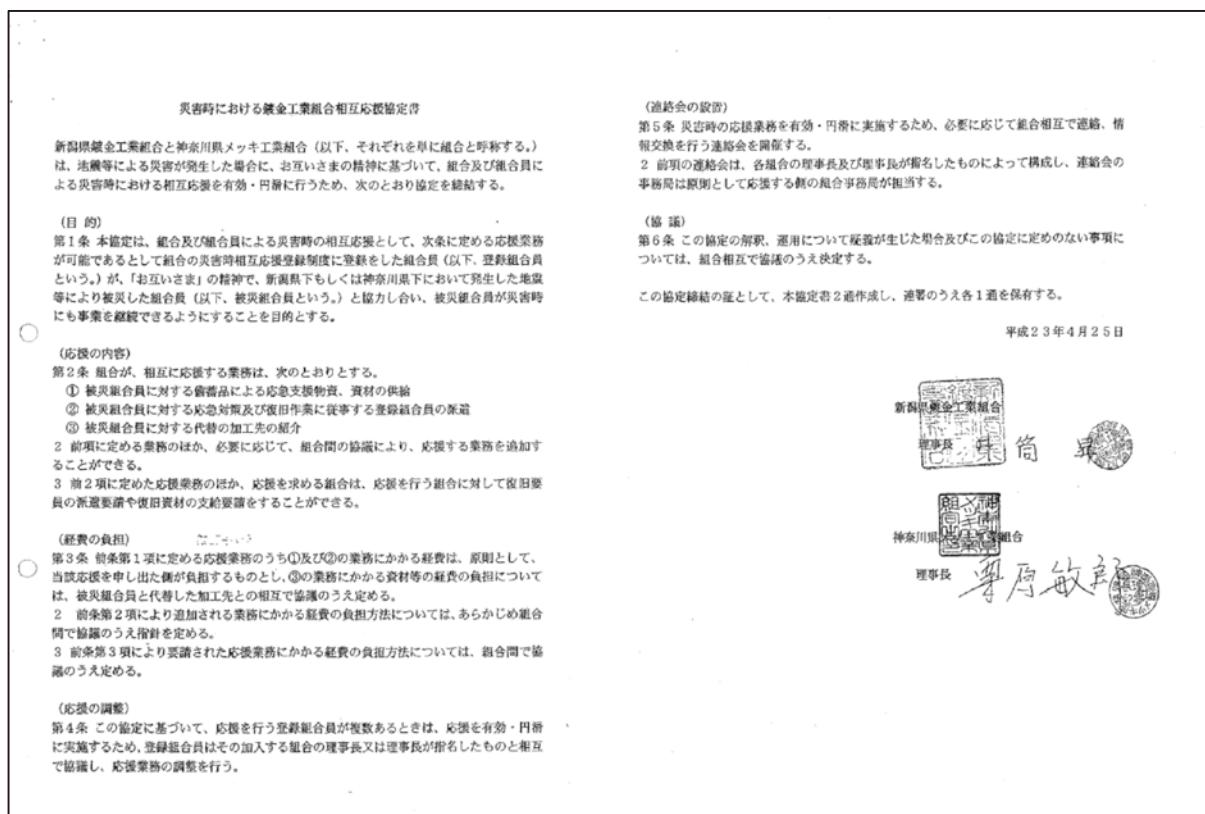
また、新潟県は中越大震災、中越沖地震などの災害の経験から、企業B C P策定支援を推

進しており、①行政がきっかけを作り、②事業を推進する過程で業界・事業継続に造詣の深い専門家から支援を受けたことから、神奈川県と新潟県が結びついて組合間協定が実現している。

■できることから対応を！

組合がB C P策定に取り組むことにより、組合員が取り組みの重要性を意識した。さらに、神奈川県－新潟県の組合間で「災害時における鍍金工業組合相互応援協定」を締結したこと、組合員の意識もいつそう深まり、企業間の連携に波及している。

代替生産契約は個別企業間で締結することとしており、組合は連携先を斡旋。技術のすりあわせや業務内容の確認等は企業間で行うこととし、企業間での信頼関係を構築するよう働きかけている。その結果、一部の組合員間では勉強会等も開催しており、代替生産可能性に向けての取り組みが始まりだしている。



中小企業・小規模事業者の取り組みを加速的に推進するため“組合として”組合員の事業継続を支援していくために必要な最低限の行動を示した「組合向けB C P策定運用ハンドブック」を全国中央会が作成しました。組合を3つのタイプに分類しておりますので、ご参照ください。

- 組合向けB C P策定運用ハンドブック（第1版）
～中小企業・小規模事業者の事業継続を支援する組合のB C P～
- 事業継続に取り組む組合事例
http://www.chuokai.or.jp/kumiai/bcp/bcp_handbook.pdf

民間投資活性化等のための 中小企業・小規模事業者関係税制の概要

民間投資活性化等のための経済産業関係税制改正の概要が公表されました。平成 25 年 10 月 1 日に閣議決定された「消費税率及び地方消費税の引上げとそれに伴う対応について」において経済政策パッケージとして、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」に基づく政策税制を実施するとされています。

「民間投資活性化等のための税制改正大綱」では、(1)先端設備の投資を促す税制、(2)民間企業等によるベンチャー投資の促進のための税制、(3)収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革を促進するための税制、(4)設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制、(5)所得拡大促進税制の拡充を基本的考え方としています。

具体的な内容としては「民間投資の活性化」「中小企業対策」「民間企業等によるベンチャー投資等の推進」「収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革の促進」「設備投資につながる制度・規制面での環境整備への対応」「所得の拡大」に向けた政策税制が推進されます。

本特集では、この政策税制のうち、中小企業及び小規模事業者に関係が深いと思われる税制の概要をご紹介します。

※ 「民間投資活性化等のための税制改正大綱」は平成26年度税制改正大綱と併せて税制改正法案として策定され、平成26年3月末までに国会提出され成立することとなっています。なお、税制改正大綱と連動している「産業競争力強化法」は、11月19日の衆議院本会議で可決されました。

民間投資活性化等のための中小企業・小規模事業者関係税制

1. 民間投資の促進

- ✚ 中小企業投資促進税制の拡充・延長
- ✚ 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例の延長
- ✚ 生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設
- ✚ 研究開発税制の拡充・延長

2. ベンチャー投資の促進

- ✚ 企業のベンチャー投資促進税制の創設
- ✚ 産業競争力強化法(案)に基づく創業に係る登録免許税の軽減措置の創設

3. 事業再編の促進

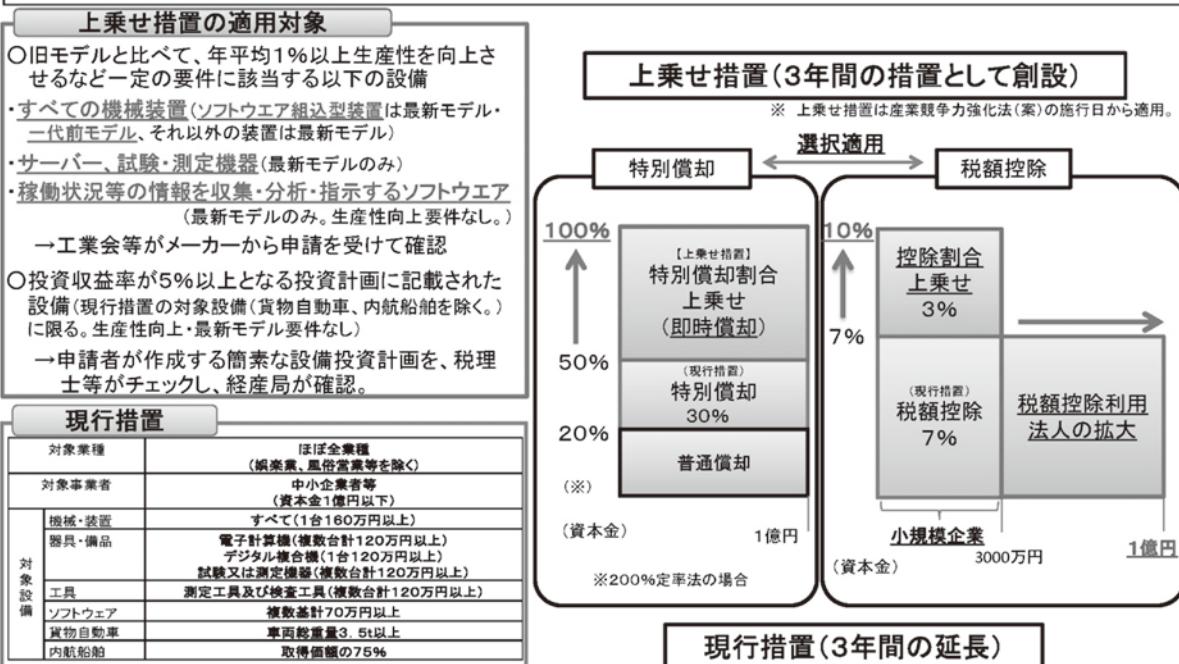
- ✚ 産業競争力強化法(案)に基づく事業再編や中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置の創設

4. 企業収益が賃金上昇・雇用拡大につながる好循環の実現

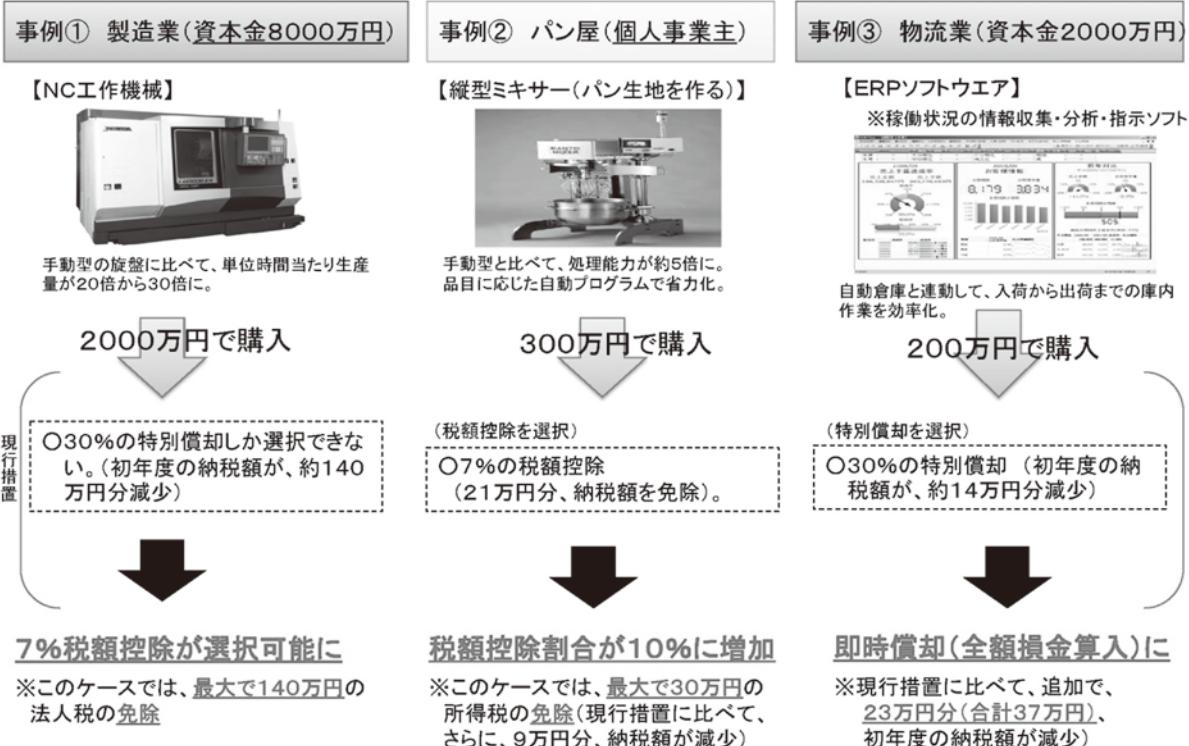
- ✚ 所得拡大促進税制の見直し・拡充

◆ 中小企業投資促進税制の拡充・延長(法人税・所得税・法人住民税・事業税)拡充・延長

- 中小企業の生産性向上に向けた設備投資(ソフトウェア組込型装置を含む)を即時償却や税額控除で支援。
- 税額控除を利用可能な法人を拡大(従来:資本金3,000万円まで→改正:1億円まで)。
- 資本金3000万円までの法人に対して税額控除割合を上乗せ(従来:7%→改正:10%)



(参考)中小企業投資促進税制拡充の効果



◆ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

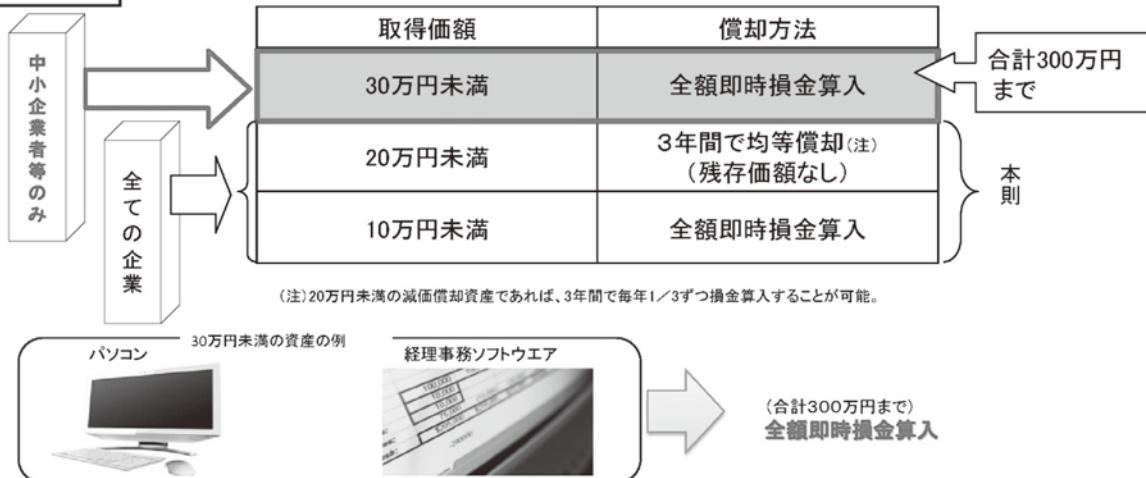
(法人税・所得税・法人住民税・事業税)延長

○少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(少額特例)は、取得価額30万円未満の全ての減価償却資産(建物、機械装置、器具備品、工具、ソフトウェア等)を対象に、全額即時損金算入を認める措置。年間約43万社もの中小企業が利用。

○中小企業におけるパソコン、経理事務ソフトウェアなど少額減価償却資産の投資の促進等を図るため、平成25年度末とされていた適用期限を2年間延長。

(WindowsXPのサポート期限が切れることに伴う中小企業のパソコン、ソフトウェア等の入れ替えニーズにも対応)。

措置の内容



【パソコン、ソフトウェア及び周辺機器の入れ替えにも対応】

WindowsXPは、平成26年4月9日にサポート期間が終了となり、その後はセキュリティ更新プログラムの提供を含む、すべてのサポートが受けられなくなります。新しいOSへの切り替えに伴い、他のアプリケーションや周辺機器等の買い替えが必要になる場合があります。

また、消費税率引上げに伴い会計ソフトもこれに対応した最新のバージョンに変更する必要があります。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例はこれらの機器やソフトウェアの入れ替えニーズにも対応します。



◆ 生産性向上を促す設備等投資促進税制の創設

(法人税・所得税・法人住民税・事業税)新設

- 先端設備導入、生産ラインやオペレーションの刷新・改善のための設備投資を、即時償却又は5%税額控除という、異次元の優遇措置で支援。
 - 製造業のみならず、物流・流通サービス業をはじめとする非製造業も活用可能。
 - 法律上の計画認定を要しない簡便な手続き。産業競争力強化法(案)の施行日から前倒し適用。
- ⇒本税制等の措置を活用し、今後3年間で、設備投資を、リーマンショック前の年間70兆円に回復させる。

対象設備

A. 先端設備

- 旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデル



- <対象>
 - ◆機械・装置(限定なし)
 - ◆器具・備品
 - (試験・測定機器、冷凍器付陳列ケース、サーバー(※)など)
 - ◆建物関連(ボイラー、LED照明、断熱材・断熱窓など)、
 - ◆稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア(※)
※サーバーとソフトウェアは中小企業のみ

- ◆工具(ロール)

<確認方法>

各設備を担当する工業会等が、メーカーから申請を受けて確認

B. 生産ラインやオペレーションの刷新・改善

- 事業者が通常作成する設備投資計画上の投資収益率が15%以上

(中小企業は5%以上)



- <対象>機械・装置、工具、器具備品、ソフトウェア、建物、建物附属設備及び構築物

- <確認方法>申請者が作成する簡素な設備投資計画を、会計士又は税理士がチェックし、経産局が確認。

税制措置

(注)産業競争力強化法(案)の施行日から適用

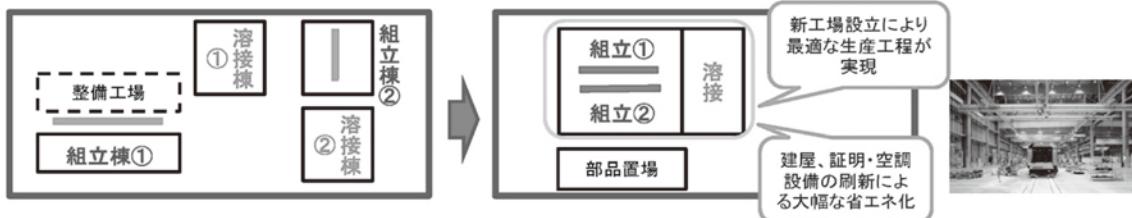
	H25 年度中 (注)	H26 年度	H27 年度	H28 年度
特別 償却	即時	即時	即時	50% 特償
(うち建物、 構築物)	即時	即時	即時	25% 特償
税額 控除	5%	5%	5%	4%
(うち建物、 構築物)	3%	3%	3%	2%

※ 産業競争力強化法(案)の省令において対象設備の基準を定める。同法に基づく実行計画において達成すべき生産性・エネルギー効率の向上目標を明示。

(参考)活用事例のイメージ

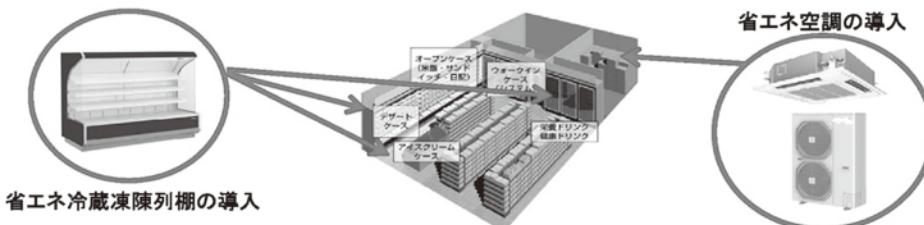
1. 生産ラインの刷新・改善

- 製造業Aでは、従来異なる工場で溶接、組立を行っていたが、高気密・高断熱の新工場を設立し、生産ラインを集約。
- 生産ラインを集約したことによる物流効率化や新型機械の導入により生産効率が20%以上、新工場の省エネ化(建屋の他、照明・空調設備も刷新)によりエネルギー効率60%以上向上。



2. 小売業における省エネ設備の導入

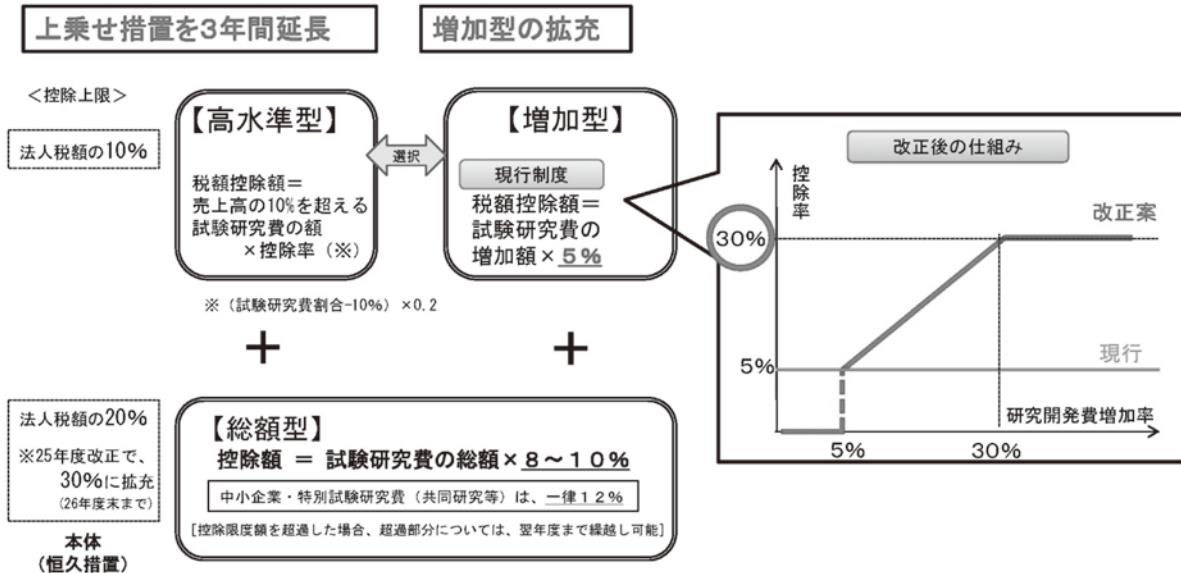
- 小売業B社では、店舗における空調・冷蔵陳列棚を一斉に省エネ設備に入れ替えることで、年間電力使用量を、10%以上削減。



◆ 研究開発税制の拡充・延長(法人税・所得税・法人住民税)

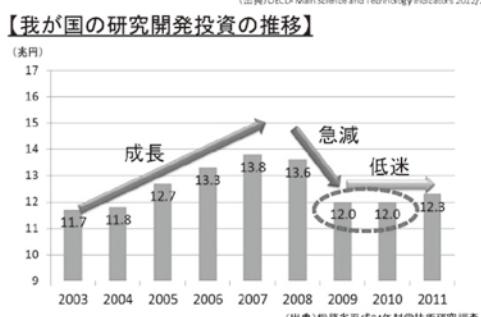
拡充・延長

- 「研究開発費をGDP比で世界一位に復活」すべく、研究開発税制（増加型）について、試験研究費の増加割合に応じて税額控除割合が高くなる仕組み（最大30%まで）に改組。



(参考)研究開発税制拡充の効果

- 我が国は、リーマンショック後、民間研究開発投資額が減少し、その後も低迷。このため、09年に對GDP研究開発投資比率で韓国に抜かれる。
- 今回の拡充により、研究開発費を大きく増加させる企業については、現行制度に比べ大幅にインセンティブが増加することになる。



【現行制度と拡充案における控除額の比較】

企業A社が、(1)試験研究費(100億円)を維持させた場合、(2)現行制度で前年より30%増加(100億円→130億円)させた場合、(3)拡充案で30%増加させた場合を比較。

(単位:億円)

	(1)試験研究費維持	(2)30%増加(現行)	(3)30%増加(拡充案)
増加型上乗せ措置	0	1.5	6倍 → 9
総額型(10%)	10	13	13
控除額合計	10	14.5	1.5倍 → 22 2.2倍(12億円(※)増加) ※増加額30億円の40%

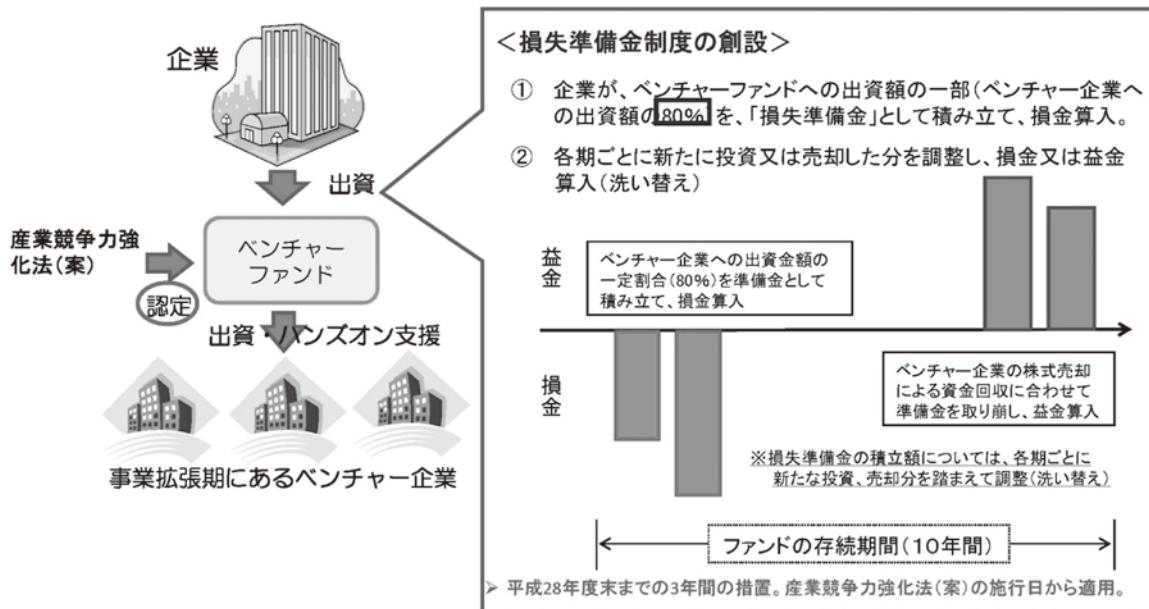
○現行制度の控除額に比して、拡充案は、上乗措置は6倍、控除額合計(総額型+増加型)でも約1.5倍に増加。

○試験研究費維持時と比して、2.2倍の控除額(増加額30億円の40%分(12億円)の控除額が増加)。

(注)控除額が控除上限を超えないケースを想定

◆ 企業のベンチャー投資促進税制の創設(法人税・法人住民税・事業税) 新設

- 事業拡張期にあるベンチャー企業への投資を活性化するため、ベンチャーファンドに対して出資する企業が、出資額の8割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入できる制度を創設。
- 本税制措置により、事業会社からベンチャーファンドへの投資を促進し、資金供給能力や経営支援ノウハウを持つベンチャーファンドによるベンチャー企業への支援を活性化。



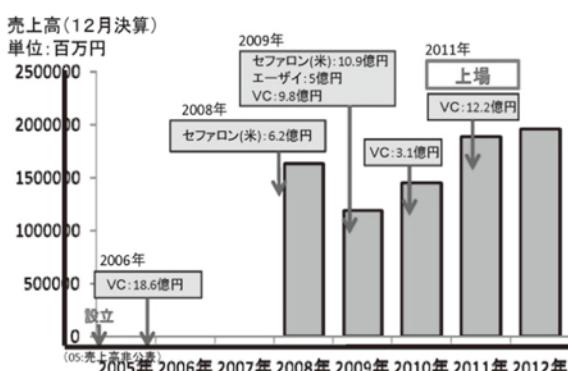
(参考)ベンチャーファンドの支援による成功事例

- ベンチャー企業の成功例では、事業拡張期における資金調達や資本業務提携等について、能力の高いベンチャーキャピタルからの支援を得てベンチャー企業が大きく成長。

VCの支援による成功例① ~シンバイオの事例~

シンバイオ製薬株式会社 (2005/3 設立 2011/10 上場)

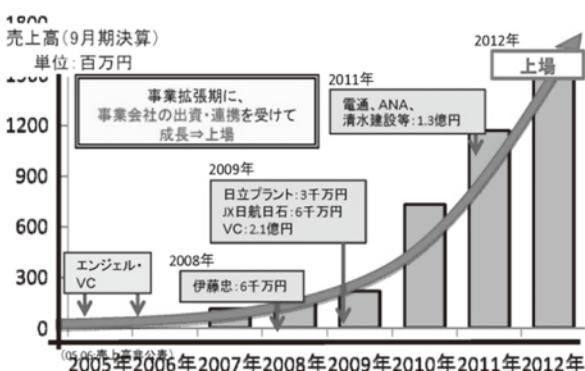
・ガン、血液、自己免疫疾患等の希少疾病分野に関する医薬品の開発・マーケティングを行うベンチャー企業。
 ・VCの支援を受けつつ、製薬会社からの出資を受け、共同開発や独占的販売等の業務提携を実施し、成長。



VCの支援による成功例② ~ユーゲレナの事例~

株式会社ユーゲレナ (2005/8 設立 2012/12 上場)

・ミドリムシを使った機能性食品やジェット燃料油の開発・製造をする東大発ベンチャー。
 ・VCの支援を受けつつ、成長過程で事業会社の出資を受け、事業上の連携を梃子に成長。

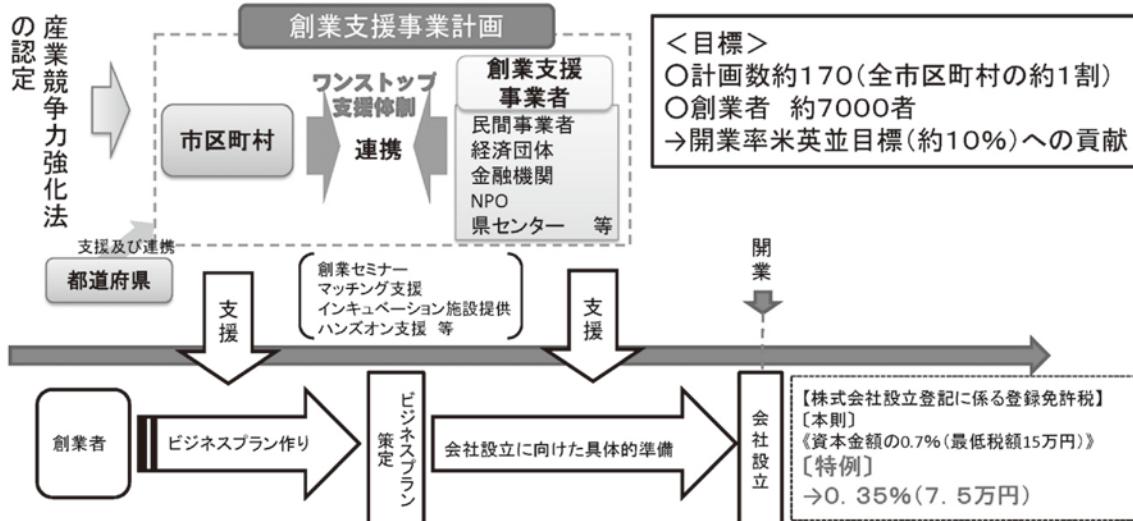


◆ 産業競争力強化法(案)に基づく創業に係る登録免許税の軽減措置の創設

(登録免許税)新設

- 日本再興戦略における「開業率米英並み(約10%)」目標実現(現在4.5%)に向け、国・地方自治体・民間の連携による創業希望者の掘起こし・支援のため、創業者に身近な市区町村を中心とした、経営ノウハウ提供・資金調達支援などのワンストップ支援スキームを創設(創業支援事業計画)。
- 創業支援事業計画の認定を受けた市区町村内において、当該市区町村等による一定の支援を受けた創業者が、株式会社の設立の登記を行う際にかかる登録免許税を半減する措置を創設。

【市区町村における創業支援の流れ】



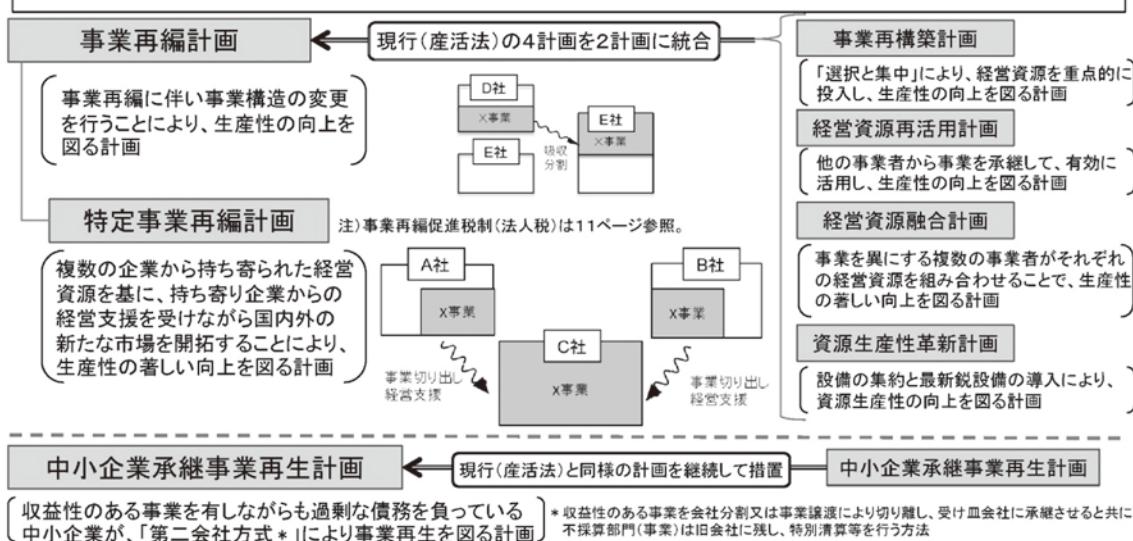
◆ 産業競争力強化法(案)に基づく事業再編や中小企業の事業再生に係る登録免許税の軽減措置の創設(登録免許税)新設

- 産業競争力強化法(案)の認定を受けて、事業再編や中小企業の事業再生を行う場合、会社の設立・不動産の取得等について、現行制度と同等に登録免許税の負担を軽減する。

(例)会社設立又は増資の場合、資本金額の0.7%→0.35%
会社分割による不動産の所有権の移転登記 2.0%→0.4%

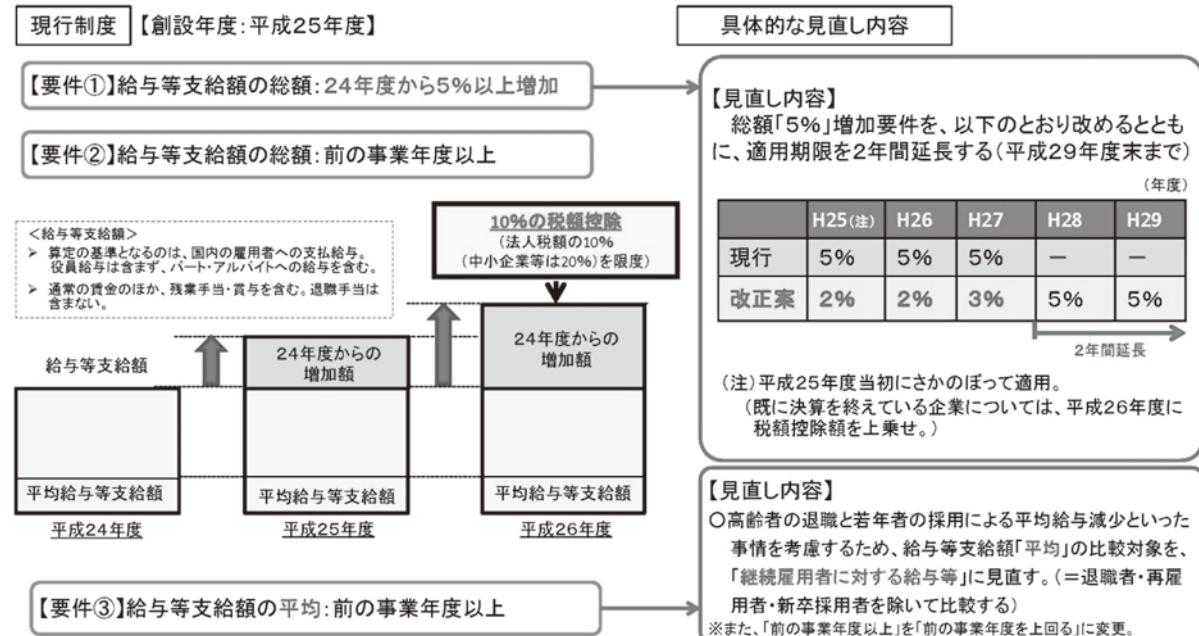
(注)産業競争力強化法(案)の施行の日から適用。平成27年度末までの措置。

(注)併せて、産業競争力強化法(案)において、中小機構の債務保証等の金融支援や、会社法の特例措置等の支援措置も講ずる。



◆ 所得拡大促進税制の見直し・拡充(法人税・所得税・法人住民税)

- 給与等の支給額を増加させた場合、増加額の10%を税額控除する制度。(法人税額10%(中小企業等は20%)を限度)
- 本税制を、企業にとってより使いやすいものとし、計画的・段階的な賃上げを支援する観点から、その要件を緩和するとともに、適用期限を2年間延長する(平成29年度末まで)。



※本特集は以下の HP を参考に作成しました。

経済産業省 HP (平成 26 年度税制改正)

http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2014/index.html

中小企業庁 HP (財務サポート 「税制」)

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

消費税増税に備えた経済対策

政府は、消費税率を平成26年4月1日から現行の5%を8%へ引き上げる方針を表明しました。増税に伴う景気腰折れのリスクを回避するため、5兆円規模の経済対策が策定されることとなりましたが、本特集では、今回決定した消費税増税に備えた経済対策についてご紹介します。

消費税率引上げにあたっての対応

消費税率の引上げにあたっては、税収増を社会保障の充実・安定化に充てるのみならず、デフレ脱却と経済再生に向けた取組を更に強化するため、以下について、経済政策パッケージとして取り組む。

(1) 成長力底上げのための政策

① 成長戦略関連施策の当面の実効方針

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に掲げられた達成目標を実現していくため、「成長戦略の当面の実行方針」（平成25年10月1日日本経済再生本部決定）に基づき、以下の施策を中核とする関連施策を着実に推進し、成長戦略の実行の加速化と強化を図る。

国家戦略特区・企業実証特例制度・適法性確認制度の創設、産業競争力会議・規制改革会議等の議論を通じた規制・制度改革の推進により、戦略地域単位、企業単位、全国単位の三層構造で構造改革を加速化する。

②に示す投資減税措置等により、民間投資・産業新陳代謝の促進を図る。

これらの施策を推進するため、国家戦略特区関連法案、産業競争力強化法案を次期国会に提出するなど、所要の措置を講ずる。

特に、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革を実行していくための突破口として、「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点整備」といった観点から、特例的な措置を組み合わせて講じ、成長の起爆剤となる世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出するため、「国家戦略特区」の具体化を進める。

具体的には、容積率・用途等土地利用規制の見直し、公立学校運営の民間への開放、国際医療拠点における病床規制の特例による病床の新設・増床の容認、保険外併用療養の拡充、滞在施設等の旅館業法の適用除外、農業の競争力強化のための環境整備などの特例措置を検討し、具体化を図る。

農業、医療、エネルギー等の戦略分野の市場創出を加速化するため、農地中間管理機構（仮称）関連法案、電気事業法改正法案を次期国会に提出するとともに、継続審議となっている薬事法等改正法案、再生医療等安全性確保法案の早期成立を目指す。

公的・準公的資金関係について、運用対象の多様化を図り、分散投資を促進する等運用方法の見直しについて検討を進め、11月末までにとりまとめを行う。

更に、雇用、医療・介護、農業等の分野に関し、産業競争力会議、規制改革会議等が連携して、更なる構造改革について検討を進める。

② 投資減税措置等

「日本再興戦略」に沿って、民間投資を活性化するため、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」（平成25年10月1日）（以下「与党税制改正大綱」という。）に基づき、以下の政策税制を実施する。

- 先端設備の取得など生産性の向上につながる設備投資を促進する税制の創設、中小企業を支援する中小企業投資促進税制の拡充及び企業の研究開発投資を促進する研究開発税制の拡充を行う。
- 収益力の飛躍的な向上に向けた戦略的・抜本的な事業再編を促進する税制及び企業によるベンチャーファンドへの投資等を促進する税制を創設する。
- 設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制として、耐震改修を促進するための税制を創設するほか、省エネ改修、地球温暖化対策及びノンフロン製品の普及の促進については上記生産性の向上につながる設備投資を促進する税制で実質的に支援する。投資減税の規模は7,300億円。

(2) 「政・労・使」の連携による経済の好循環の実現

企業収益の拡大が賃金の上昇や雇用の拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大に結び付くという好循環を実現していく。このため、政府としても、経営者側及び労働者側の双方と連携し、「経済の好循環実現に向けた政労使会議」を9月20日に立ち上げたところであり、課題解決に向けた参加者間における共通認識の醸成を図るとともに、必要な取り組みを実施する。

企業による賃金引上げの取り組みを強力に促進するため、与党税制改正大綱に基づき、平成25年度税制改正で創設した所得拡大促進税制を拡充する。減税の規模は1,600億円。

足元の経済成長を賃金上昇につなげることを前提に、復興特別法人税の一年前倒しでの廃止について検討する。その検討にあたっては、税収の動向などを見極めて復興特別法人税に代わる復興財源を確保すること、国民の理解、なかでも被災地の方々の十分な理解を得ること、及び復興特別法人税の廃止を確実に賃金上昇につなげられる方策と見通しを確認すること等を踏まえたうえで、12月中に結論を得る。

(3) 新たな経済対策の策定

消費税率の引上げに伴う駆け込み需要とその反動減を緩和し景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力を底上げして成長軌道に早期に復帰できるよう、反動減等に対応した後述の給付措置も含めて、新たな経済対策を策定する。

新たな経済対策については、来年度4～6月期に見込まれる反動減を大きく上回る5兆円規模とし、3%の消費税率引上げによる影響を大幅に緩和するとともに、経済の成長力の底上げによる成長軌道への早期の復帰に対応する。これにより、成長の果実を地域の隅々にまで浸透させていく。

その中で、

- 競争力強化策（中小企業に重点を置いた投資補助金などの設備投資支援策、エネルギーコスト対策、東京オリンピックへの対応などの交通・物流ネットワークの整備、競争力強化・イノベーションにつながる重点課題の研究開発、地域活性化のための農業の6次産業化の推進など。）
- 高齢者・女性・若者向け施策（簡素な給付措置の加算措置、若者や女性を含めた雇用拡大・賃上げ促進のための措置、子育て支援など。）
- 復興、防災・安全対策の加速（被災地の災害復旧、地域経済に配慮した社会資本の老朽化対策・学校施設の耐震化など。復興事業については、復興特別法人税を廃止する場合は復興財源を補填。）

などを措置すべく、今後、来年度予算と併せて具体化し、景気や税収の動向を見極めた上で、12月上旬に新たな経済対策の策定を行う。

その上で、これらの施策を実行するための平成25年度補正予算を、来年度予算と併せて編成する。

また、来年度予算においても、経済成長に資する施策に重点化する。

(4) 簡素な給付措置

消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、総額約3,000億円の給付措置を行う。

～給付対象者～

市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く）（注）生活保護制度内で対応される被保護者等は対象としない。

～給付額～

給付対象者一人につき、10,000円（1年半分を1回の手続で支給）

(5) 住宅取得等に係る給付措置、車体課税の見直し

① 一般の住宅取得に係る給付措置

消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化する観点等から、平成25年度税制改正において住宅ローン減税の拡充措置等を講じたところであり、これを着実に実施するとともに、当該措置を講じてもなお効果が限定的な所得層に対して、住宅取得に係る消費税負担増をかなりの程度緩和するため、総額約3,100億円の給付措置を行う。

～給付額～

住民税（都道府県）所得割額	給付額
6.89万円以下	30万円
6.89万円超8.39万円以下	20万円
8.39万円超9.38万円以下	10万円

② 被災者の住宅再建に係る給付措置

被災者については、復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置として、総額約500億円の給付措置を行う。

～給付額～

建築・購入		再取得住宅の床面積×補助単価（17.1万円/m ² ）×3%
補修	全壊	被災住宅の床面積×補助単価（5.6万円/m ² ）×3%
	大規模半壊	被災住宅の床面積×補助単価（5.5万円/m ² ）×3%
	半壊	被災住宅の床面積×補助単価（4.6万円/m ² ）×3%
	一部半壊	被災住宅の床面積×補助単価（2.8万円/m ² ）×3%

(注1) 被災住宅は、東日本大震災により被害が生じた住宅であって、り災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」若しくは「一部損壊」の認定を受けたもの又は原子力災害による避難指示区域、避難解除区域若しくは特定避難勧奨地点（解除された地点を含む）内に所在するものをいう。

(注2) 再取得住宅は、被災住宅に代わり、新たに建築・購入した住宅をいう。

(注3) 建築・購入については、給付する床面積の上限を175m²とする。

(注4) 補修については、実際に要した補修工事費の消費税増税分を上限とする。

③ 車体課税の見直し

自動車取得税及び自動車重量税については、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、税制抜本改革法第7条第1号カに基づき、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行う。

(6) 転嫁対策

消費税率の引上げに際しては、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することが重要である。本年6月には消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為的是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）が成立したところであり、この法律等に基づいて、実効性のある対策を推進していく。

(7) 復興の加速等

消費税率の引上げに際し、東日本大震災の被災地の復旧・復興に支障が生じないよう、全力で復旧・復興の加速に取り組む。そのため、前述のとおり、下記の措置を講じる。

- ① 新たな経済対策の中で復旧・復興の加速に取り組み、平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算で予算措置を講じる。
- ② その対策の中で、復興特別法人税を廃止する場合は復興財源を補填する。
- ③ 被災者の住宅再建に係る給付措置を行う。

特別寄稿 安心・安全を守る

「木材チップ製造と自然を守る」安心安全のこだわり

三好産業株式会社 代表取締役 有馬 純隆 氏

(鹿児島県素材生産業協同組合連合会・姶良地区素材生産事業協同組合 理事長)

安心・安全を守ることは、どのような企業にとっても大切で、対処を誤ると組織存続の危機を招きます。

本号では、万全の管理体制で、顧客・従業員・自然環境への安心安全に取り組む、三好産業株式会社代表取締役（鹿児島県素材生産業協同組合連合会理事長）の有馬純隆氏に寄稿いただきました。

～はじめに～

三好産業株式会社は、昭和37年に有限会社として創業しました。以来51年を経過しましたが、現在は木材チップ製造業、素材生産業に加え、国・県の素材生産・請負及び森林整備の林業木材加工全般に進出し、本県林産業の発展に微力ながら尽力しています。



当社の安全管理体制を説明する前に、会社概要と歴史を簡単に説明します。

有馬純隆社長

昭和37年9月	三好産業有限会社設立（代表取締役 有馬 宏・資本金100万円） 伊敷工場 操業開始
昭和38年4月	出水工場 操業開始
昭和39年2月	大口工場 操業開始
昭和42年10月	伊敷工場 閉鎖
昭和42年10月	隼人工場 操業開始
昭和58年7月	本社ビル完成 事務所移転
昭和60年12月	大口工場 移転新設
昭和61年8月	資本金2,000万円に増資
昭和61年11月	三好産業株式会社に組織変更
平成元年6月	出水工場 移転新設
平成15年4月	隼人工場 閉鎖
平成18年10月	代表者交代（代表取締役 有馬純隆）
平成25年9月	姶良工場 新設

■工場及び山林現場の安全対策

工場及び山林現場では、朝礼で安全ミーティングはもちろん、月1回リスクアセスメントの会議を行っています。また、山林現場では、現場が変わる度にリスクアセスメントの事前会議を行っています。その中で労働災害の発生が予想される危険な箇所を前もって全般的に洗い出し、事前にどの程度危険なのかを体系的に評価し、その評価に従つてきっちんとした対策を実施しています。

大口工場



出水工場



■リスクアセスメントとは

1 災害ゼロから危険ゼロへ

安全とは災害がないことではなく、危険がないことです。結果ではなく原因となる危険をなくす（減らす）ことによって、根本的に災害をなくす（減らす）ことです。

2 目的（ねらい）

リスクアセスメントのねらいは、事業場の作業現場で災害の発生しそうな危険などを前もって全般的に洗い出し、事前にどのくらい危ないかを体系的に評価し、その評価の大きさに従ってきちんと対策を実施することです。災害発生の原因を根本からなくし、怪我のない職場作りをすることが第一の目的です。

3 リスクアセスメントと危険予知活動（KY活動）との違い

① KY活動

毎日あるいは作業の都度危険について話し合い、すぐできる行動面の対策を決定し実践するもの。危険に対する鋭い感受性と具体的な危険要因を把握する力が磨かれる。

② リスクアセスメント

定期的に設備・機械の改善や作業方法の見直しを行っていくもの。リスクアセスメントにおいて重要なポイントは危険要因の洗い出しである。KY活動を通じて磨かれた力がリスクアセスメントに活きてくる。（ゼロ災職場作りにとって車の両輪ともいえる）

リスクアセスメントは「リスクをランクづけして評価すること」が特徴である。「危険か安全か？」という単純な色分けではなく、災害が起こる可能性や災害の重大性まで評価するので、最優先すべき対策が明確になる。

4 リスクとは何か？

リスクとは「危険要因によって災害が発生する危なさの度合い」を意味する。

リスク＝災害の可能性と災害の重大性の組み合わせ

「危険要因」と「リスク」との違い　　リスク＝危険要因ではない

5 参考（リスクの特徴）

- リスクはあいまいである（あいまいさを認識した上で自分なりにリスクを捉える）
- リスクは災害となって少しづつ顔を出す（ハイシリッヒの法則） 1 : 29 : 300
- リスクは必ず存在する（あってはならないことで片付けてしまわないこと）
- リスクを減らすと別のリスクが増える（機械設備の入れ替え等に伴うもの）

6 リスクアセスメントはこれまでの安全管理活動を体系的に整理すること

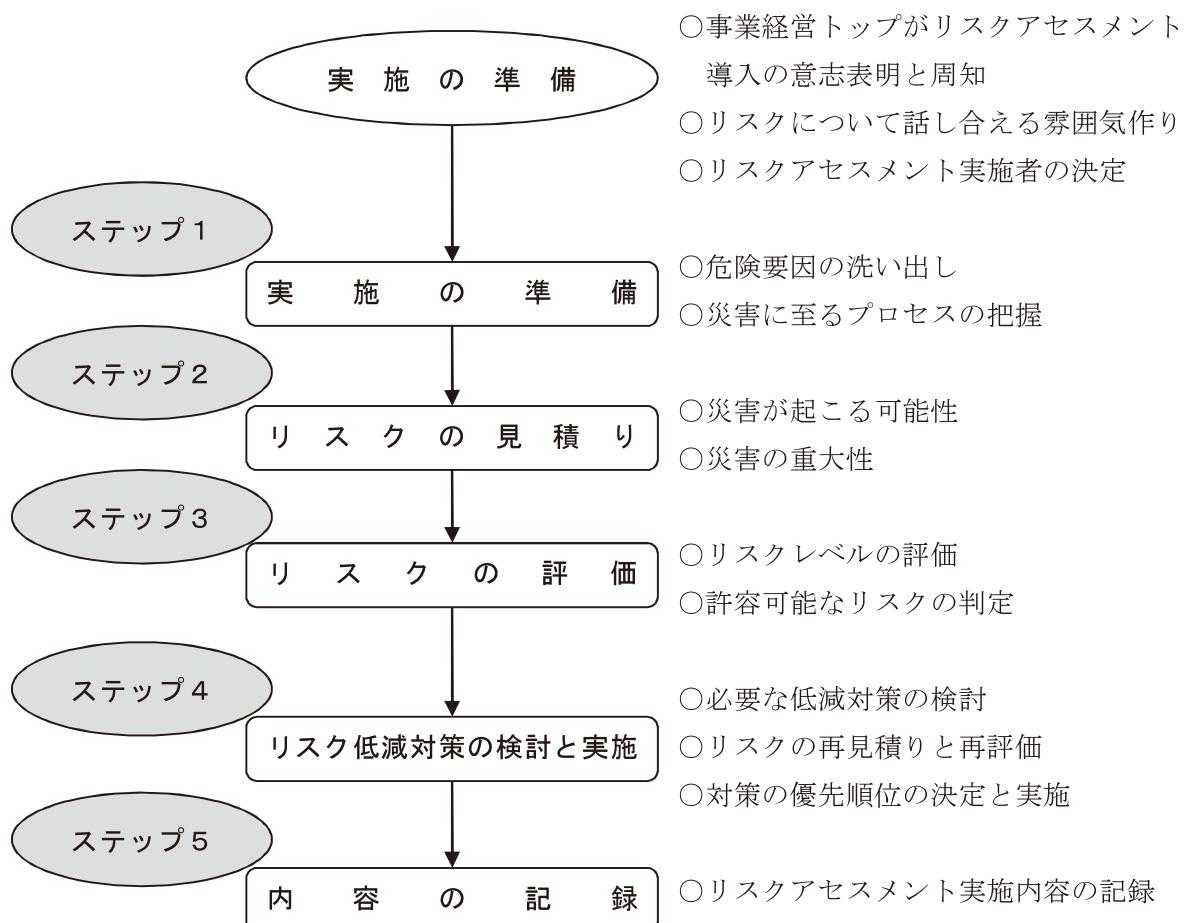
難しく考える必要はない。

リスクアセスメントを実施するとき…定期的に、随時（移転、改築、新規導入等）

7 留意事項

- 安全とは、危険のことではなく、リスクが十分に小さいことを意味する。リスクゼロを目指すのではなく、リスクを許容できる水準より低いところまで引き下げる。
- 災害防止のためには、必ずしも大きなコストをかける必要はなく、コストと効果の観点から妥当なリスク対応を検討すること。

■リスクアセスメントの進め方



■リスクアセスメントの効果

- ① 機械等の本質安全システムの導入
- ② 保護カバーの設置
- ③ 作業の仕組の改善
- ④ 保護具の使用の徹底
- ⑤ 安全作業基準や技能教育の導入
- ⑥ 危険予知活動の推進
- ⑦ 危険標識の設置

以上、7項目の導入、設置を行い安全作業に取り組んでいますが、リスク低減対策の検討課題はまだまだ数多くあります。

■環境問題から見た森林整備

鹿児島県の森林面積は59万ha（九州1位）、森林蓄積は約1億m³であり、うちスギ・ヒノキの人工林面積は約30万ha（宮崎県に次いで2位）です。7齢級以上（1齢級当たり5年）の森林が約9割を占め、利用可能な資源として着実に充実しています。

また、鹿児島県では、国が策定した森林・林業再生プランを受け「平成23年から10年後の木材生産量を、倍増の年100万m³を目指す」森林・林業基本計画を策定しました。さらに本県は、15の市町村が「バイオマстаун構想」を策定する、北海道に次ぐ全国第2位のバイオマстаун先進県であり、それぞれの地域における森林資源の活用策を通し、素材・森林バイオマス資源の保全や活用面でその役割が期待されています。

まだまだ「木を切ることは環境破壊だ」といった考え方が一般的ですが、林業関係者はそうは考えていません。立木1本は35年から40年かけて約97kgの二酸化炭素を吸収し、約70kgの酸素を排出します。立木は成長が50年程度で鈍化し、光合成の量が減ります。ある一定の齢級で切らないと齢級構成もいびつになり、次世代の環境への貢献はありません。また、森林を育てるために除伐・間伐をしなければ放置森林となり、その結果森林が荒れ、山崩れ等の原因にもなります。

私は、山林と森林整備の仕事を通じて、今後も「安全・安心な環境作りのためにできることは何か」を常に考えながら日々の企業活動を行っていきたいと考えています。

山林現場



■鹿児島県素材生産業協同組合連合会

素材生産に関する事業は地区ごとに事業協同組合が共同事業として行っていましたが、国産材業界を取り巻く環境は、木材需要の低下、木材価格等の低迷、国有林における一般競争入札制度の開始により、事業量の確保が困難な状況に直面しました。

そこで、各組合間の連携を図り、素材生産事業に関する知識及び技術の向上、経営の合理化、業界に係る問題等に対して共同で取り組むことで、各組合が行う共同事業の有効性と実効性を高め、県内素材生産事業の健全な振興・発展及び県産材の付加価値向上

による需要の拡大を図るため、一度解散していた連合会を再度組織化することとし、県内の素材生産事業に係る3つの事業協同組合を会員とする連合会を平成23年に設立しました。

連合会は、会員事業所が取り扱う物品等の共同購買を主たる事業としていますが、会員事業所と発電所等の森林バイオマス資源利用者のニーズが結びつくための仕掛けづくりにも積極的に取り組んでいます。

《三好産業株式会社》

◇代表取締役 有馬 純隆

◇本 社

〒890-0043 鹿児島市鷹師2丁目4番6号
TEL099-251-5315 FAX099-251-5317
[http://miyosi@mocha.ocn.ne.jp](mailto:miyosi@mocha.ocn.ne.jp)

◇大口工場

〒895-2442 伊佐市大口針持字松尾3037-27
TEL/FAX 0995-25-2908

◇出水工場

〒899-0134 出水市浦田町703
TEL/FAX 0996-62-0789



本 社

《鹿児島県素材生産業協同組合連合会》

◇代 表 理 事 有馬 純隆

◇会 員 数 3組合

姶良地区素材生産事業協同組合

大隅素材生産事業協同組合

大口地区素材生産造林事業協同組合

◇主な共同事業 所属員の取り扱う物品等の共同購買

◇事 務 所

〒890-0043 鹿児島市鷹師2丁目4番6号
TEL099-251-5315 FAX099-251-5317

Never Give Up! 元気を出そう! がんばれ中小企業

お客様のカーライフを守り続けて 60 年 地域と業界を牽引するニューリーダー

有限会社芝自動車 代表取締役 芝 幸宏 氏

日本経済は、アベノミクス効果により一部業界においては回復基調の動きが見られる。しかし、自動車整備業界は、車検整備の価格競争の激化やEV車、HV車への新たな整備技術の対応など、大きな変化の中に置かれている。

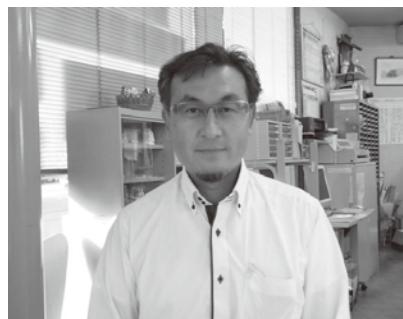
こうした中、昭和 27 年の開業以来、三代にわたり確固たる経営姿勢を守りながらも、積極的な経営革新に取り組んでいる、(有)芝自動車の芝幸宏氏にお話を伺った。

なお、芝氏は、鹿児島県自動車車体整備協同組合の理事長としても、整備業界と地域経済の発展に向けてリーダーシップを発揮している。

➤ 創業 60 周年

当社は、昭和 27 年に祖父が開業以来、霧島市隼人町で自動車整備工場を営んでいます。

私は、学校卒業後、東京の商社に就職し、サラリーマンとして勤務しましたが、3 年後に帰鹿し、実家の整備工場で専務取締役として経営に携わることになりました。社長に就任したのは 10 年以上専務を経験した後の平成 24 年でした。専務として培った経験を活かすことで、社長の引継ぎはスムーズにできました。



芝幸宏社長

ただ、お客様から本当の信頼を得るには長い年月を必要とします。信頼を崩すのは一瞬なので、常に誠心誠意での接客・クレーム対応を心掛け、今後も「お客様第一」の経営姿勢を守り続けたいと思います。

➤ お客様のためにできること

これまで、認証工場や民間指定工場等、必要な資格は他の整備工場に先駆けて取得してきました。钣金塗装工場の新設や保険代理店業、J A F の取扱いについても、お客様のことを考え、必要であると判断したものは、その都度対応してきました。

現在は霧島市隼人町を拠点に事業を行っていますが、将来的には支店の展開を考えています。故障や修理など、お客様が困っているときに、連絡を頂いてから 30 分以内に駆けつけるなどのきめ細かいア



钣金塗装工場

フターサービスを行うためにも、支店の存在は必要です。

創業当時の昭和 27 年頃と比較すると、お客様のライフスタイルや車の性能、整備技術などが大きく変化しています。平成 10 年過ぎからは、格安車検の出現で大変厳しい時代を迎え、どうするべきか悩んだ時期もありましたが、辿り着いた答えはやはり「お客様第一」という考え方でした。格安車検対策としては、接客や応酬話法など、従業員教育に力を入れ、お客様に誠心誠意説明、提案し、納得していただけるよう心掛けています。

〈基本理念〉

～車と人を通して地域に貢献できる企業を目指す～

〈基本方針〉

1. 公平誠実な応接
2. 公平明朗な取引
3. 優秀なサービスの提供
4. 正確な知識の提供
5. 自然環境の保全
6. 誇りと遵法の徹底
7. 豊かな社会づくりへの奉仕

➤ 経営革新の取組み

当社は平成 19 年に「福祉車両のレンタル事業」で、平成 24 年に「ロータス隼人」で、鹿児島県から経営革新計画の承認を受けています。

「ロータス隼人」の開設に当たっては、高度な整備・点検技術で安心のエコカーライフの提供に取り組むと共に、エコカー専門の中古車展示場を設置しました。

経営革新計画の承認によって、様々な支援策が活用できるなどのメリットがありますが、当社の場合、中長期的な計画立案の中で、自社の全体像と課題が明確になったことが最大のメリットでした。得られるメリットは各社によって違いますが、自社の競争力を向上させるためにも経営革新計画に取り組まれることをお勧めします。



「ロータス隼人」展示場

➤ 新理事長としての抱負

今年度、鹿児島県自動車車体整備協同組合の理事長に就任しました。有村理事長が 7 期務められた後なので、非常に大きな責任を感じておりますが、精一杯取り組んでいきたいと考えています。

最近感じることとして、若い世代に積極性が足りないように思います。何事にも積極的に参加し、交流を深めることで見識も人脈も広がり、ビジネスチャンスにもつながります。

組合に所属することで、情報収集や同業者との交流など、多くのメリットが得られます。今後は、組合のメリットを広く周知し、組合員の新規加入を促進していく方針です。

➤ 鹿児島への思い

中小企業が繁栄するためには鹿児島の経済がより発展することが必要です。

本県の活性化には、観光をターゲットにした様々な取り組みが欠かせませんが、おもてなしのソフト面だけでは限界があります。例えば、大隅方面は、魅力的な場所が多数あるにも関わらず、空港から車で何時間もかかることがネックになり、観光コースから外れています。優れた観光資源を十分に活かせないのは非常に勿体ないことです。

本県経済が発展するためには、道路をはじめとする自動車関連のハード面が整備されることが重要だと感じています。

➤ 最後に

以前、中央会青年部会に所属し、様々な業種の若手経営者と交流することができました。将来の鹿児島を発展させていくには、次代を担う若手経営者が先頭に立って積極的に動くことが必要だと考えています。

当社はこれからも経営革新に取り組み、「車と人を通して地域に貢献できる企業を目指す」基本理念の下、お客様第一の経営姿勢を守っていきたいと思います。



一般整備工場



店舗前の展示車

«有限会社芝自動車»

◇代表取締役：芝 幸宏

◇本 社：霧島市隼人町内 1323 番地

TEL 0995-42-0700、FAX 0995-42-0701

<http://www.shibajidousya.com/welfare/>



«鹿児島県自動車車体整備協同組合»

◇理 事 長：芝 幸宏

◇組 合 員 数：121 人

◇主 な 事 業：共同購買事業、教育情報提供事業

◇事 務 所：鹿児島市谷山港 2 丁目 4-10

TEL 099-261-9166、FAX 099-261-8535

組合インタビュー

一番街商店街振興組合 理事長 庵下 龍馬 氏

一番街商店街振興組合は、鹿児島中央駅に隣接するアーケード商店街です。九州新幹線の全線開業に伴い、同商店街を取り巻く環境は大きく変化していますが、これまでの歴史や、今後の取り組みについて庵下龍馬理事長にお話を伺いました。

▶組合設立の背景について教えてください

終戦直後、西鹿児島駅を中心に生活必需品の闇市が生まれ、それが朝市に発展していったのが一番街商店街の始まりです。

当時はなんでも並べておけば売れた時代で、県内各地からの買物客で大変混雑していました。昭和42年、朝市の名称公募で「一番街」の名称が使われるようになり、以来「西駅一番街」の愛称で親しまれるようになりました。その後、昭和35年に建設した初代アーケードの老朽化が進んだため、高度化資金を利用して建て替えることとし、昭和52年に「一番街商店街振興組合」を設立しました。



庵下理事長

▶最近の商店街を取り巻く環境と商店街の取り組み

平成16年の九州新幹線部分開業、アミュプラザ鹿児島オープン、そして平成23年の新幹線全線開業と、ここ10年足らずの間に商店街の周辺環境は大きく様変わりしました。以前は空き店舗も見られたのですが、近年は若い経営者による飲食店の開業も増え、商店街は活気づいています。

また、商店街内に誰でも自由に弾けるストリートピアノを設置し、定期的なイベント「音まつり(ねまつり)」を開催するなど「音を奏でる商店街」を前面に押し出した活動に力を入れています。

年明け1月18日、19日には「地域商店街活性化事業」補助金を活用したイベントで、県下から10台のストリートピアノを集結させた同時演奏会を計画しています。

▶中央駅周辺の再開発について

既存のエールタワー、エールプラザに続き、中央駅側の商店街入口に地上20階建の再開発ビル建設が計画されています。さらに、駅ビルから同ビルを経て電車通りを挟んだ南国センタービルの手前までペデストリアンデッキ(歩道橋)を建設する予定になっており、回遊性の向上に加えてお客様の安全確保にもつながることが期待されます。



一番街商店街（中央駅側入口）

▶最後に

周辺の環境変化に伴い、歩行者通行量は増加傾向にあります。

しかし、必ずしも個店の売上増加にはつながってはいません。以前のように、黙っていても物が売れていた時代とは違います。やはり商店街活動においても、組合任せにするのではなく、組合員個々がしっかりと意識を持つことが必要であると感じています。また、再開発についても、安易に来街者が増えるのを期待するのではなく、集客への工夫に取り組むことが不可欠です。平成30年度に予定されているビル完成までに必要な取り組みを組合員と確実に実行していくことを思っています。

《一番街商店街振興組合の概要》

□代表理事：庵下龍馬

□組合員数：109人 □主たる事業：アーケード管理、共同売出し、共同宣伝

□組合員資格：小売業、サービス業を行う事業者

□所在地：鹿児島市中央町25-1 TEL099-259-0177 FAX099-259-0177 HP <http://www.c-itibangai-iddo.jp/>



第65回中小企業団体全国大会を滋賀県大津市で開催

「つながる絆、ひろがる未来～組合・絆・ルネサンス～」

平成25年10月24日、滋賀県大津市の「滋賀県立芸術劇場 びわ湖ホール」において『つながる絆、ひろがる未来～組合・絆・ルネサンス～』をキャッチフレーズに第65回中小企業団体全国大会が開催され、全国の中小企業者、団体関係者ら約2,200名が参加した。



本大会は、鶴田欣也全国中央会会長が、「新政権による経済政策効果により、昨年末を底に景気は回復傾向にあるが、中小企業は依然厳しい環境に置かれている。こうした環境のときにこそ中小企業が更なる発展を遂げていくためには、個々の事業者が自ら経営刷新を図り、環境変化に即応できる経営体質を作り上げていくことが肝要である。そのためには、組合をはじめとする連携組織の役割がますます重要となっており、全国の中小企業が連携の『絆』の下に力を結集することが不可欠である。本日ご参集の各位が、改めて連携の意義を確認し、地域の中小企業が日本経済の成長の主役となれるよう、全力で取り組むことを切望する。」と主催者を代表して挨拶を行った。



主催者挨拶をする鶴田欣也全中会長



議事では、議長に滋賀県の宮川孝昭会長、副議長に奈良県の出口武男会長と大阪府の岡本檍雄会長（全国中央会副会長）が選出され、「実感ある景気回復と経済成長の実現」並びに「中小企業の活力強化」を具体化するための中小企業対策の拡充に関する15項目について満場の賛同を得て決議案が採択された。

また、決議案に関連して、青森県の蝦名文昭会長より、「中小企業が一日も早く景気回復を実感し、先行きの見通しが立てられるような環境づくりを求める」旨意見発表が行われた。

また、杉浦寛之滋賀県中小企業青年中央会会长が、組合の団結力をさらに強化し、持てる力を組織に結集して、活力溢れる日本となるよう全力を尽くすことを誓うとした『大会宣言』を宣言し、満場の拍手の下、採択された。

大会に先立ち、オープニングプレゼンテーションとして、滋賀県の3つの繊維産業「湖東の麻ちぢみ」「高島の綿クレープ」「長浜の絹ちりめん」によるファッションショーが催され大会に華を添えた。

引き続き行われた表彰式では、優良組合34組合、組合功労者69名、中央会優秀専従者43名に全国中小企業団体中央会会长より表彰状が授与された。

なお、次期開催地は東京都（平成26年10月23日（木）日比谷公会堂）に決定した。



表彰式



大会旗の継承

本県関係被表彰者

【組合功労者】

秋元 耕一郎 氏

(一般社団法人鹿児島県エルピーガス協会 会長)

(鹿児島県中小企業団体中央会 副会長)

寺田 實三 氏

(鹿児島電気工事業協同組合 理事長)

【中央会優秀事務局専従者】

市来 真一

(鹿児島県中小企業団体中央会連携情報課 係長)

～受賞おめでとうございます～



秋元耕一郎氏 | 寺田實三氏



鹿児島県中小・小規模企業活力強化総決起大会を開催

～中小・小規模企業の成長を支える基盤の強化を～



10月21日、鹿児島市の「鹿児島市民文化ホール」において『中小・小規模企業の成長を支える基盤の強化を』をスローガンに、鹿児島県中小・小規模企業活力強化総決起大会が開催された。

大会は、県中小企業団体中央会、県商工会連合会、県商工会議所連合会、県商店街振興組合連合会の4経済団体が共催し、国会議員をはじめとする来賓及び県内の中小企業者、関係者ら約2,000名が参加して盛大に開催された。

小正芳史中央会会長が開会宣言を行い、森義久商工会連合会会长が主催者を代表して挨拶した。その後4団体から要望事項について意見表明が行われ、大会決議案を全会一致で採択し、最後に参加者全員で「頑張ろう」を三唱して終了した。

また、今回は総決起大会終了後に第2部として、伊藤祐一郎県知事から「最近の県政について」と題して講演が行われた。



柳副会長 議長団代表



下園副会長 意見表明

【要望事項】

- I 小規模企業基本法（仮称）の早期制定による小規模企業対策の抜本強化
- II 本格的な景気回復と持続的な経済成長の実現
- III 成長の原動力である中小企業の活力強化
- IV 地域発の成長・活性化の促進



「かごんまわっせかフェスタ’13」を開催 ～中央会青年部会が業界をPR～

鹿児島県中小企業団体中央会青年部会（梅井健一郎会長 会員26人）が主催する「かごんまわっせかフェスタ’13」が10月20日（日）、昨年に引き続き鹿児島市天文館の「天神おつきや商店街（愛称ぴらもーる）」で開催された。

今回で11回目となるわっせかフェスタは、8会員がアーケード内に12のブースを構え、それぞれの業界の取り組みや技術・サービス等をPRした。各ブースでは、休日の商店街を訪れた多くの人々が出展された製品・商品に触れたり試食や試供品を通じて各業界との交流を楽しんだ。



①鹿児島県印刷(工)黎明さつま



②鹿児島県板硝子商工(協)青年部



③鹿児島県タイル工業(協)青年部・壮年部



④鹿児島市中央卸売市場青果食品(協)青年部



⑤鹿児島県建設業青年部会



⑥鹿児島県川辺仏壇(協)青年部



⑦本場大島紬織物(協)青年部



⑧南日本新聞南伸会

〔各ブースの出店内容〕

- ① 特殊印刷物の展示・サンプルの配布・簡易印刷デモ。
- ② エコガラス・ガラスフィルム・内窓等の節電省エネ商品の展示。万華鏡の作成。
- ③ アートタイル作成・展示。モザイクタイルを使用したコースターの作成体験。
- ④ 鹿児島名産、旬の青果物の展示説明・試食によるPR。
- ⑤ 災害模型実演体験・ミニ重機写真撮影・パネル展示、PR紙の配布。
- ⑥ 木工パズル作成体験・金箔押し、蒔絵作成体験。
- ⑦ 本場大島紬の製造工程パネル展示・本場大島紬着物と小物類の展示。
- ⑧ 新聞製作工程を説明したパネルの展示。



●中小企業のビジネスに効く IT活用セミナー

10月31日、鹿児島市の「ホテル・レクストン鹿児島」でIT活用セミナーを開催した。

有限会社アイ・リンク・コンサルタント代表取締役の加藤忠弘氏を講師に招聘し、「中小企業のビジネスに効くIT活用セミナー」と題して講義が行われた。

加藤氏は「サーチエンジンの検索結果が、ページの表示順の上位になるよう工夫することが必要である。そのためには、ホームページの作成や更新は業者任せではなく、自分たちで誠心誠意取組むことが重要である。」と話し、これからはホームページ活用の在り方として「ホームページ以外に自社のFacebookページを作成し、リンク付けをすることで双方のページ閲覧数を増やすことが可能である。YouTube動画の作成も比較的簡単なため、ホームページ運営にあたっては、ITツールの併用など、顧客の目にとまるよう工夫して欲しい。」と述べた。

最後に講師は、「ITツールを上手く活用して、顧客のニーズに合わせたサイトを作り、ビジネスチャンスを広げてもらいたい。」と締めくくった。



●創業・起業セミナー開催

10月23日、鹿児島市の「ホテル・レクストン鹿児島」で創業・起業セミナーを開催した。

中小企業診断士の千葉真弓氏を講師に招聘し、「今日からあなたは社長です！～『経営者』と『従業員』の意識の違いを学ぶ～」と題して講義が行われた。

千葉氏は、「創業に当たっては十分な自己分析を行った上で事業計画を立案することが重要。中小企業診断士や支援機関などプロの視点から助言を受けることも有効である。」とアドバイスした。

また、「経営者として正確な経営判断が求められる。そのためには仕事に対する意識と十分な自己管理が求められる」と起業者として必要な心構えを分かりやすく解説した。



千葉氏の講義に引き続き、日本政策金融公庫鹿児島支店から創業融資制度と事業計画の立て方について説明があった。

公庫では、創業者の資金ニーズに的確に対応し、円滑な創業を実現できるよう「新規開業資金」、「女性・若者・シニア起業家資金」など、さまざまなメニューを設けている。創業計画の策定に当たっては県内の3支店が相談に応じると担当者から説明が行われた。



●ものづくり補助金・創業補助金 採択結果

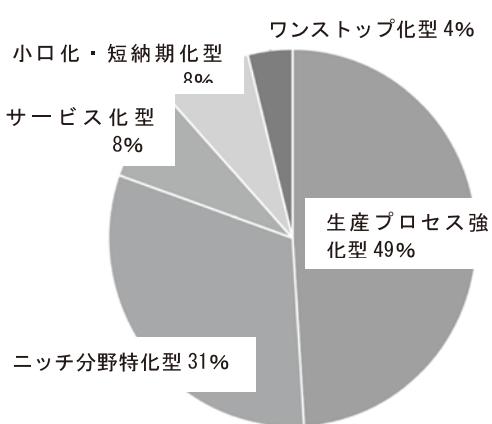
本会が鹿児島県地域事務局を担当する「ものづくり補助金」（ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金）及び「創業補助金」（地域需要創造型等起業・創業促進事業補助金）の採択状況についてお伝えします。

【ものづくり補助金】

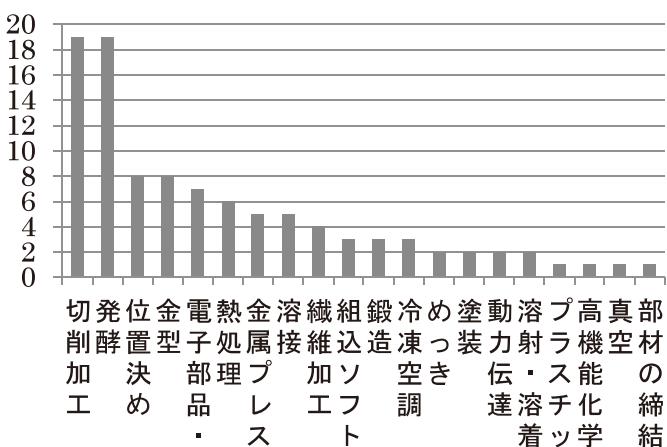
《採択の状況》

全国で 23,971 件の応募を受け、10,516 件が採択された。鹿児島県では、計 102 件が採択された。試作品の開発や設備投資を計画する際の総投資額は約 20 億円で、補助金の総額は約 8 億円を予定している。

《競争力強化の類型》



鹿児島県における採択事業者の ものづくり 22 分野技術の活用状況

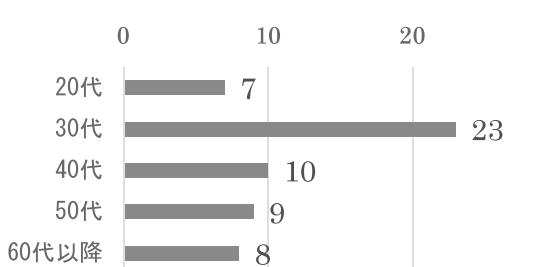


【創業起業補助金】

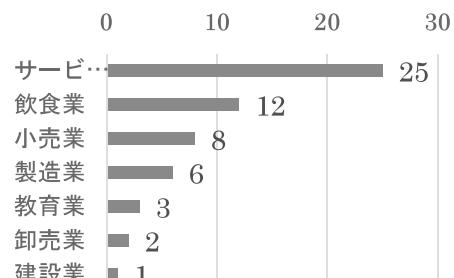
《採択の状況》

これまでに2回の募集があり、鹿児島県では69件の申請があった。その内、57件が採択された。創業・起業を計画する際の総投資額は、約3億9千万円で、1事業者当たり平均で685万円。補助金の総額は1億4千万円を予定している。

《採擷者年齡》



《創業する業種》



ものづくり特設ページ <http://mono-kagoshima.jimdo.com/>

起業・創業特設ページ <http://sogyo.jimdo.com/>

【お問い合わせ】

鹿児島県地域事務局（中央会内） 電話 099-222-9258 FAX 099-225-2904

鹿児島県オーストリッヂ事業協同組合 経営革新計画承認 ～鹿児島県産ダチョウの生産力・品質向上と販路拡大～

鹿児島県オーストリッヂ事業協同組合（鹿屋市）は、10月31日付けで鹿児島県知事から経営革新計画の承認を受けました。同組合の計画承認までの経緯、取り組み、承認によるメリット等について紹介します。

➤ 組合設立の背景

ダチョウ肉は低カロリー、高タンパク、高鉄分などのヘルシーな特徴がクローズアップされており、アスリートや健康を意識する消費者を中心に近年需要が高まっている。

組合設立以前は、生産農家単位で肉・卵の販売を行っていたが、供給体制が不安定なため、一定量の注文に対応できないといった課題を抱えていた。そこで、平成23年7月、県内6農家で協同組合を設立し、共同事業を開始した。



➤ 組合設立後の課題と経営革新計画策定への取り組み

安藤理事長

組合設立後は肉や卵の出荷体制の整備に努めるとともに、各種イベントや商談会に積極的に出展し、ダチョウ食材の認知度向上に取り組んだ。また、異分野との連携にも乗り出し、肉を活用した全国初の無添加ウィンナーや大島紬とコラボした皮革製品の開発など、新たな取り組みにも組合員一丸となって着手した。

このような活動が功を奏し、全国展開している大手食品卸売業者と定期取引を開始するなど、組合設立の初期の目標を達成しつつある。

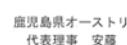
一方で、取扱量が急激に増加したことにより、需要があっても供給が追いつかない事態となり、その結果大きな機会損失を生じた。主な要因として、委託をしている屠畜場の稼働日数が限られていることがあり、対応策として組合直営の屠畜場及び食肉加工設備を建設し、増加するニーズに適切に対応していくこととした。

これら設備の導入には、多額の資金が必要となることから、経営革新計画の策定に取り組むことで、再度初心に立ち返って組合の経営状況の再評価や中長期目標を明確にすることが取り組んだ理由である。

併せて、中央会が地域事務局となっている「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等助成金（ものづくり補助金）」の公募に申請し、採択されたことも追い風となった。

➤ 経営革新計画の策定に当たって

まずは、現状の課題やこれらの解決策を徹底的に洗い出すことから始めた。申請書作成に当たっては、県経営金融課や中央会から目標の数値化や文書化などの支援を受け、円滑な申請を行うことができた。

経金第 1-11 号 平成25年10月31日 (経営金融課扱い)	 鹿児島県 知事印
鹿児島県オーストリッヂ事業協同組合 代表理事 安藤 勝利 様	
経営革新計画に係る承認通知書	
平成25年10月15日付けで承認申請のあった経営革新計画については、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき承認します。 計画の内容が承認された計画と大きく異なることとなった場合は、速やかに別紙様式2により計画変更の申請を行ってください。 なお、本計画の承認は、金融機関等からの融資等の支援措置を保証するものではありません。	
<small>記</small> 1 経営革新計画の承認期間 平成25年4月～平成29年3月 2 経営革新計画のテーマ 『鹿児島産ダチョウの需要に応える生産力・品質の向上と販路開拓』	

経営革新計画承認通知書

➤ 経営革新計画承認のメリット

目に見えるメリットとしては、融資の優遇措置といった支援策の活用により、円滑な設備導入が可能となったことである。また、今回は組合員農家の専業化を計画の柱に掲げたが、組合員と話し合いを重ねつつ計画の策定に当たつたことで、組合員の所属意識の高揚や意識改革に加えて、自立経営に向けた足掛かりになったことも収穫である。

県内の承認企業は 556 社（本年 9 月 30 日現在）に止まり、中小企業組合の承認事例が少ない中で、当組合の経営革新計画が承認を得られたことは今後の事業推進に向けて自信を深めることにもつながった。

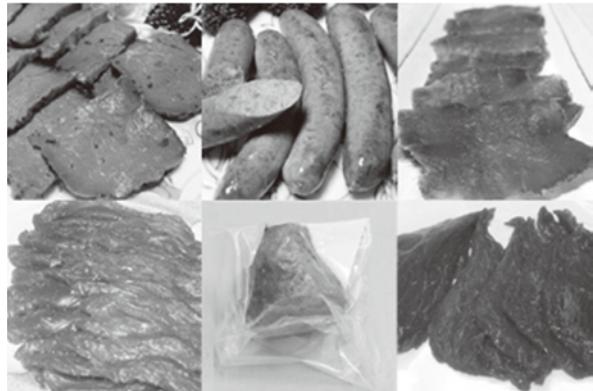
➤ 今後の取り組み

今後の目標は組合員の専業化である。組合員が安心してダチョウの飼養に専念できる環境を整備することで、共同事業の充実とさらなる組合活性化が期待できる。

なお、ダチョウ生産農家は全国的に小規模な事業者が多いため、食品卸売業者やホテルなどの大口需要者に対して安定した供給ができるのは、現在のところ本組合など一部に限られている状況にある。

この強みを有効に活かすためにも、全国で開催する各種展示会に積極的に出展するとともに、地域のイベント会場での試食会などで消費者にダチョウ肉をアピールする取り組みにも引き続き努めていく方針である。

また、経営革新計画を着実に遂行していくことで、これまで以上に新鮮で美味しいダチョウ肉を供給することが可能になる。今後は、さらなる高付加価値化を目指して冷凍ハンバーグの商品開発など他の生産農家が取り組んでいない新たな分野にも進出する計画である。



健康に優しく美味しいダチョウ肉



ダチョウの卵の殻を利用したエッグアート

《鹿児島県オーストリッチ事業協同組合の概要》

□代表理事：安藤勝利

□組合員数：6人

□主たる事業：肉等の共同販売、資材の共同購買、加工品の研究開発

□組合員資格：ダチョウの飼養を行う事業者

□所在地：鹿児島県鹿屋市高牧町 15560-10

TEL・FAX：0994-46-3090 URL <http://www.k-ostrich.com/ecc/html/>

こうしん中央会提携融資のご案内



1. 使いみち

- ①鹿児島県中小企業団体中央会の会員組合並びに、その組合員である中小企業の方に必要な**運転資金及び設備資金**
- ②「経営革新」等の認定を受けた中央会の会員組合並びに、その組合員である中小企業者の方への補助金交付までのつなぎ資金

2. お申込いただける方

- 鹿児島県内で事業を営む下記の方。
 - ①中央会の会員組合及びその組合員たる中小企業者
 - ②鹿児島興業信用組合の組合員もしくは新規加入の方

3. ご融資額

- 500万円以内

4. ご融資期間・ご返済方法

- 手形貸付 1年以内▶期日一括返済
- 証書貸付 7年以内▶元金均等分割返済・元利均等分割返済

5. ご融資利率

- 融資期間1年未満：年3.6%
- 融資期間3年以上：年4.0%
- 融資期間1年以上：年3.7%
- 融資期間5年以上：年4.7%

6. 連帯保証人

- 原則1名
- 個人事業主は専従者・配偶者も可
- 法人は代表者

7. 担保・必要書類

- 担保不要
- 必要書類 ①決算書・確定申告書（1期以上） ②その他

鹿児島興業信用組合 本支店所在地一覧

店名	電話番号	住所	店名	電話番号	住所
本店	099-224-3177	鹿児島市東千石町17-11	高山支店	0994-65-2210	肝属郡肝付町前田883-1
堅馬場支店	099-224-1777	鹿児島市大竜町3-1	古江支店	0994-46-2017	鹿屋市古江町452-11
城南支店	099-224-3773	鹿児島市新屋敷町10-8	内之浦支店	0994-67-2246	肝属郡肝付町南方259-2
荒田支店	099-257-4123	鹿児島市荒田1-5-3	大崎支店	099-476-1231	曾於郡大崎町仮宿1544
中央駅前支店	099-257-3525	鹿児島市中央23-21-102号	志布志支店	099-472-2345	志布志市志布志町志布志2-6-3
上武支店	099-257-3626	鹿児島市武2-12-5	岩川支店	099-482-0612	曾於郡大隅町岩川6538
草牟田支店	099-224-6444	鹿児島市草牟田2-9-30	垂水支店	0994-32-5100	垂水市本町18
伊敷支店	099-220-3922	鹿児島市下伊敷1-42-30	鹿屋支店	0994-44-6611	鹿屋市寿3-1-1
脇田支店	099-257-4161	鹿児島市宇宿3-27-5	西原支店	0994-44-5525	鹿屋市西原4-10-9
谷山支店	099-268-3503	鹿児島市谷山中央4-4917	姶良支店	0995-65-3107	姶良市宮島町21-2
玉里支店	099-220-2823	鹿児島市玉里団地1-6-16	加治木支店	0995-63-2074	姶良市梶木町本町174
真砂支店	099-257-6116	鹿児島市真砂本町47-11	国分支店	0995-45-0530	霧島市国分中央5-13-3
東谷山支店	099-269-3434	鹿児島市東谷山4-24-2	大根占支店	0994-22-0527	肝属郡錦江町城元618-27
枕崎支店	0993-72-9131	枕崎市東本町155	根占支店	0994-24-2045	肝属郡南大隅町占川北1275-12
加世田支店	0993-52-2330	南さつま市加世田東本町37-5	大口支店	0995-22-1355	伊佐市大口元町20-4
肝属吾平支店	0994-58-7151	鹿屋市吾平町上名7652-1	宮之城支店	0996-53-0417	薩摩郡さつま町虎居町13-7
串良支店	0994-63-2108	鹿屋市串良町岡崎3416	出水支店	0996-62-4906	出水市昭和町37-2

鹿児島県の地域別最低賃金が改定されました

【地域別最低賃金】

適用範囲	時間額	効力発生日
県下すべての労働者に適用されます。 ※産業別最低賃金が適用される産業については特定最低賃金が適用されます。	665円	平成25年10月27日

【特定最低賃金（産業別最低賃金）】

産業名	時間額	効力発生日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	700円	平成24年12月21日
百貨店、総合スーパー	680円	平成24年12月8日
自動車（新車）小売業	724円	平成24年12月19日

- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 産業別最低賃金は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 1. 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 2. 一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 3. 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 4. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

《最低賃金に関するお問い合わせ先》

鹿児島労働局賃金室	099-223-8278	川内労働基準監督署	0996-22-3225
鹿児島労働基準監督署	099-214-9175	加治木労働基準監督署	0995-63-2035
鹿屋労働基準監督署	0994-43-3385	名瀬労働基準監督署	0997-52-0574

鹿児島県内の業界情報

(平成 25 年 9 月情報連絡員報告)

製造業

味噌醤油製造業

今夏の厳しい暑さが少し衰え、幾分需要も戻りつつある。この 1 年間は、全国的にみると対前年比 2 % 減で推移している。当県においてもまだ下げ止まらず、厳しい状況のまま秋を迎えるとしている。

酒類製造業

(平成 25 年 8 月分データ。単位 kℓ・%)

区分	H24.8	H25.8	前年同月比
製成数量	5,527.6	6,263.3	113.3
移出数量	4,586.8	4,441.8	96.8
県内課税	5,714.9	5,206.5	91.1
県外課税	3,826.5	3,303.6	86.3
在庫数量	191,665.3	192,760.0	100.6

漬物製造業

商品が動かず、操業調整をする会社も出ている。

蒲鉾製造業

台風の接近による交通機関の欠航等があり、商品発送ができない日があったため、若干売上が減少した。全体では対前年同月比マイナス 2 % であった。ただ、円安のため副資材・LP ガス・電気・植物油・ガソリン・澱粉等が値上がりしている。

鰹節製造業

生地の原料価格は、昨年の同時期とほぼ同じ 180~190 円/kg で推移しているが、販売価格が若干上昇しているため、収益状況は改善されつつある。しかし、高い原料の在庫が残っているため、まだ業界全体としては厳しい状況である。

菓子製造業

原材料の高騰により、なるべく値上げをしないよう努力をしているが、やむを得ず値上げをするものもあった。また、残暑の影響もあり、一層厳しい状況であった。

本場大島紬織物製造業

平成 25 年 9 月の検査反数は 498 反で、対前年同月比は 104.8 % (プラス 23 反) であった。

木材・木製品製造業

9 月終盤になり、原木品薄強気相場に反応して製品価格が上昇した。来春の消費税増税駆け込みと相まって、久々に高揚感のある秋需要期展開となった。

木材・木製品製造業

住宅着工戸数は、消費税値上げを見越しての需要が顕著に表れており、特に持ち家一戸建て住宅や分譲住宅にあっては、前年度を上回る着工戸数である。木材利用ポイントの申請もようやく上がってくるようになり、県下の工務店や製材業界も忙しいという声を聞いている。ただ、10 月以降は新税率が適用されるため、今後の反動が危惧されるところである。

生コンクリート製造業

出荷量は 154,926 立米で対前年同月比 109.4 % であった。特に減少した地域は串木野・宮之城・出水・種子島・屋久島・甑島、特に増加した地域は南薩・垂水桜島・大隅・奄美大島・奄美南部・沖永良部・喜界島であった。官公需は県全体でやや増加しているが、民需において鹿児島地区・大隅地区で大きく増加していることから、県全体としては対前年比 10% 程度の伸びとなっている。

コンクリート製品製造業

9 月度の出荷トン数は 12,005 トンで、対前年同月比 140.1 % となつた。出荷量は姶良・川薩地区を除き増加している。特に奄美地区は対前年同月比 264.7 % となつた。9 月度の受注も増えており、設備操業度も上昇してきている。

機械金属工業

変化の兆しは見られない。

仏壇製造業

海外輸入仏壇内訳 (主たる輸入国: 中国、ベトナム、タイ等) は、平成 25 年 6 月 19,733 本、7 月 25,780 本、8 月 19,433 本。平成 25 年累計 160,592 本。

印刷業

経済センサス活動調査の結果、印刷業界において事業所、従業者数、出荷額共に大幅な減少が見られる結果になったという報告があつた (平成 24 年 2 月実施)。業界内の苦境をそのまま表している結果となつたが、なんとか打開すべく、自助努力を続けていかなくてはならない。





非 製 造 業

卸売業

消費税の引き上げ決定を受けて、駆け込み需要に期待している。住宅・自動車関連は好調を維持し、他は横ばいの景況感である。所謂「契約価格」に、原材料等の価格上昇コストが反映しにくいことが懸念される。

中古自動車販売業

猛暑のあとは降灰で、来店客も少なく非常に厳しい。降灰のたびに洗車をしなければならないため、水道代等の経費もままならない状況である。降灰除去についての対策を模索している。

青果小売業

9月は対前月比98.7%、対前年同月比108%であった。

農業機械小売業

今年の夏は異常と言える程に暑かった。そこで農水省は、水稻への対策として高温耐性品種の導入と栽培管理をポイントに農業技術の基本方針を掲げた。栽培管理では、根が十分生育できるよう作土層の確保のため「土づくり」を徹底することをあげている。

石油販売業

原油高、円安基調に大きな変化はなく、仕入価格も高止まりの状況にある。翻って小売価格の転嫁が厳しさを増している。

鮮魚小売業

9月に入り、今季初めて水揚げした旬の魚であるサンマを秋の味覚として味わえる季節に入った。これから「さかな」が美味しくなり、少しでも消費拡大に繋がればと思う。

商店街（霧島市）

商店街の9月の売上状況は、全体的に前年並みの傾向であった。9月2日から販売が始まった「霧島市共通商品券の売上で、出だしは好調であったが、総額11億円（プレミアム1億円）ということもあり、2週間ほどで商品券販売額は落ちingしてきただようである。組合も共通商品券販売に合わせ、プラスきりしまカードを更に使いやすくするために、商品券のプリペイドチャージ事業を行っている。来年1月末の有効期限以降も利用でき、1円単位で支払可能となっている。年末に向けて消費拡大に繋がればと考えている。

商店街（薩摩川内市）

9月のように連休の多い月は、売上が伸びない。

商店街（鹿児島市）

真夏の暑さはやや遠のいてきたが、8月末から降灰がひどく、来街者数も減少し売上は低調であった。観光客の入り込みも多いとは言えず、修学旅行の学生による土産の売上が前月よりも伸びた程度であった。行楽シーズン中であるが、生鮮食品店においては、運動会用の食材も今一つ伸びなかつたようである。全体的に低調であったことは否めない。

商店街（鹿児島市）

食料品以外の小売価格は、動きが鈍い状況がより深刻になつていている。不要不急品には振り向かない消費者志向が強くなつておらず、物販の多い商店街は底にきている。

サービス業（旅館業／県内）

9月は、学校の夏休み後、運動会等で宿泊需要が少ない月であるが、今月は続けて2回の連休があつたためか、昨年よりも好調であった。しかししながら、秋の行楽シーズンを控えたこの時期としては、予約等が伸び悩んでいる。最近は

直前の予約が多いこともあり、先行きが読みにくい状況が続いている。

美容業

9月は連日の降灰、日祝ごとにある行事の影響もあり全体的に売上が落ちている。消費税率アップが決まることにより、今後更に来店サイクルが延びるなど、お客様の節約意識が高まる懸念があるため、早急な対策を練らなければならない。

旅行業

相変わらず行先は家族とOLグループの東京方面（ディズニーランド）の問い合わせ・申込みが多い状況である。今月は、2回の連休と天候にも恵まれ、海外もハワイ・アジア方面と増加傾向にある。鹿児島県の上海行きは、組合員企業は取引がないので、県内の企業にも催行できる協力をお願いしたい。また、個々の事業所によつては、売上のばらつきがあるが、増加傾向であった。

建築設計業

公共・民間を問わず設計業務が発注されているが、若干経済が上向いてきたことや東日本大震災復興事業等の影響により、資材の高騰や人手不足が発生しており、着工済の建物を含め工期に支障をきたしている。そのため、企画中の建物の全体計画の見直しを迫られる物件も出てきている。

自動車分解整備・車体整備業

状況に大きな変化はないが、燃料の価格上昇等も考慮され、以前より更に燃費性能が改良された自動車が、市場に出てきている。

電気工事業

公共工事と太陽光発電が増加傾向にあり、景況は好転しつつあるが、民間工事の受注金額等は依然として低いため、収益の改善とまではいかない状況である。

内装工事業

内装業界は、低賃金・重労働のため、若い世代の定着率が悪く、中々技能者が育たない状況にある。今年は仕事量が多いため、技能者が不足し忙しさが倍増している。業界の景気も回復の兆しが見えてきている昨今、若い世代の定着率向上にむけての環境作りが課題である。

管工事業

公共並びに民間工事が増加傾向にあるが、一方において、国家有資格技術者の不足等が一段と懸念されてきた。

建設業（鹿児島市）

一般競争入札による発注工事の増加により、低価格受注にも係わらず、資材価格及び人件費の値上がりのため経営が厳しくなっている。

建設業（曾於市）

公共工事の入札件数が徐々に増加している。夏場の空白期間を埋めるだけの仕事量が欲しいところである。

貨物自動車運送業

9月に入り、軽油価格は高止まりして経営を圧迫している。また、秋の全国交通安全運動が展開され、飲酒運転の根絶、追突事故の防止など、各運送会社及びドライバーは安全に努めた。

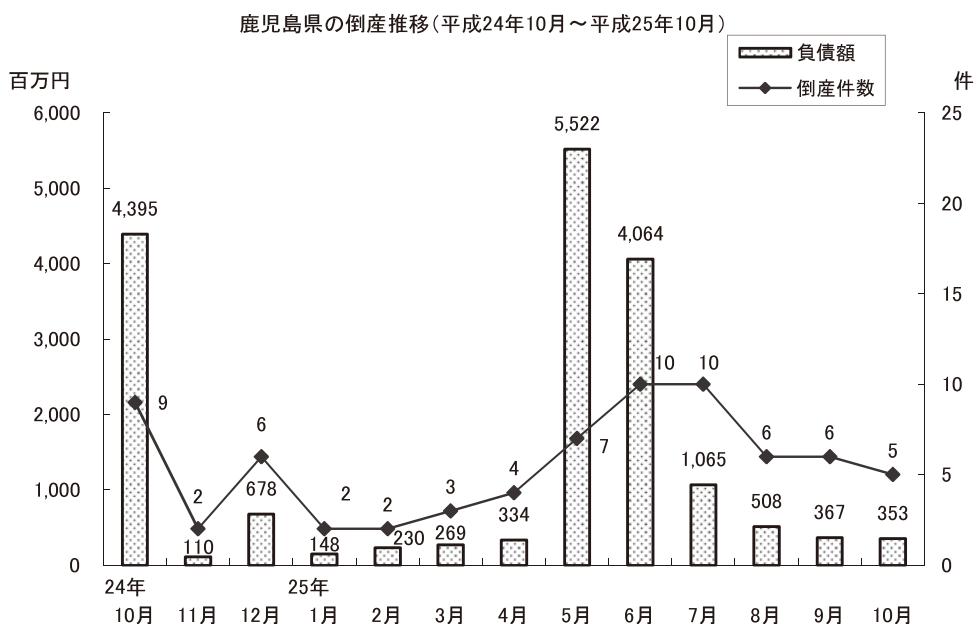
運輸業（個人タクシー）

例年9月は売上が落ちる時期であり、今年も例年通り売上が伸びなかつた。

平成 25 年 10 月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額 1,000 万円以上・法的整理のみ)
 (株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数 5 件 負債総額 3 億 5,300 万円
 [件数] 前年同月比 4 件減 [負債総額] 前年同月比 92.0% 減



【概要】

平成 25 年 10 月の鹿児島県内の企業倒産（負債額 1,000 万円以上・法的整理）は、件数で 5 件（前月比 16.7% 減、前年同月比 44.4% 減）、負債総額は 3 億 5,300 万円（前月比 3.8% 減、1400 万円減、前年同月比 92.0% 減、40 億 4200 万円減）となった。

【各要因別】

- 業種別では、建設業 2 件、サービス業 1 件、不動産業 1 件、その他 1 件。
- 主因別では、販売不振 2 件、放漫経営 1 件、経営者の病気・死亡 1 件、その他 1 件。
- 資本金では、500 万円未満 3 件、1,000 万円～5,000 円未満 2 件。
- 負債額では、1,000 万円～5,000 万円未満 1 件、5,000 万円～1 億円未満 3 件、1 億円～5 億円未満 1 件。
- 地域別では、鹿児島市 4 件、霧島・姶良地区 1 件。

【ポイント】

10 月度としての倒産件数は前月比 1 件減の 5 件、件数は増加に転じる状況にはなく負債額 10 億円超となる大型倒産も発生しなかったこともあり、負債額・件数ともに僅かながら前月を下回る結果となった。また直近 4 年間をみても負債額は最も少ない結果となった。倒産の態様は破産 4 件、特別清算 1 件であった。

【今後の見通し】

10月発表の内閣府月例経済報告によると、景気の基調判断を前月と同じ「緩やかに回復しつつある」に据え置いた。企業の業況が改善している一方、輸出の回復に一服感が見られることなどを反映した。先行きについては、「輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される」と予測。リスク要因については、「海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている」と分析した。

10月の倒産件数・負債額ともに前月を僅かに下回る形となっており、負債額に関しては大型倒産の沈静化といったものがあるほか、国の経済対策による公共工事件数増加の波及効果として背景にあるものと推察される。従って国が発表する景気の回復も、全体的には実感が薄い業種もあるだろうが、総体的には県内経済にも効果を及ぼしつつあるとの判断もできよう。

今後については来春の消費税引き上げを睨んで、住宅など高額商品の駆け込み需要なども追い風要因としてきたいできる状況にはあるが、年末に向けての資金手当に苦慮する、潜在的な倒産予備軍も散見されるところであり、確実に景気回復の軌道に乗ったと判断するには今暫く状況を見守る必要もあるう。

平成25年10月企業倒産状況（法的整理のみ）

企業名	所在地	業種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	態様
(有)Y	鹿児島市	不動産業	130	3,000	破産
(株)S	鹿児島市	建設業	90	10,000	破産
(有)A	霧島市	サービス業	20	3,500	破産
O(株)	鹿児島市	建設業	63	10,000	破産
(株)A	鹿児島市	その他	50	3,000	特別清算
5件 3億5,300万円					

中央会関連主要行事予定

平成25年12月	
1日(日) 10:00	中小企業組合検定試験 宮崎市「宮崎県中小企業会館」
4日(水) 16:00	地域別交流懇談会 薩摩川内市「川内ホテル」
5日(木) 17:30	女性部会会員懇談会 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」
10日(火) 17:00	青年部講習会 鹿児島市「ホテルパレスイン鹿児島」
13日(金) 16:30	経済講演会 テーマ：来年の景気・経済動向と 九州・鹿児島の動向 講 師：元テレビ西日本解説委員 中村 良三 氏 鹿児島市「ホテルパレスイン鹿児島」
平成26年1月	
7日(火) 10:00	中央会年始会 鹿児島市「サンロイヤルホテル」
24日(金) 15:30	新春講演会 鹿児島市「アーバンポートホテル」
28日(火) 13:30	自治監査講習会 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」
(お知らせ) 12月28日から1月5日までは、年末年始の休暇と させていただきます。	

ご存じですか？

「中退共」の退職金制度なら、掛金に国の助成が受けられます。

中小企業退職金共済制度の 紹介

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の
退職金制度です

①国の制度だから安全、安心！

- 新規加入や掛金月額を増額する場合、掛金の一部を国が助成します。

②外部積立型でラクラク管理！

- 従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせします。
- 退職金は、中退共から直接従業員へ支払われます。

③掛金は全額非課税でオトク！

- 節税に加え、手数料もかかりません。

※パートタイマーの方や家族従業員も加入できます。

●お申し込みは

鹿児島県中小企業団体中央会
総務企画課まで TEL 099-222-9258

中小企業かごしま

(平成25年度 活性化情報第3号)

発行人 鹿児島県中小企業団体中央会 会長 小正芳史

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階

TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904

HP <http://www.satsuma.or.jp/>

印刷所 株式会社イースト朝日